

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元の会議システムに配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により13番 照屋仁士議員、14番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。14番 浦崎みゆき議員。

〔浦崎みゆき議員 登壇〕

○14番 浦崎みゆきさん 皆さん、おはようございます。それでは一般質問させていただきます。一括質問、一括答弁にてお願いいたします。

1、町民サービスについて。(1) 軟骨伝導イヤホン導入を昨年の質問で取り上げたが、その後の状況と導入について伺う。(2) 導入の課題は何か。

大きな2番、町民の健康について。(1) がん検診について、本町のがん検診受診率（三大がん）の過去5年間を伺う。(2) これまでの本町の取組と今後の課題を伺う。(3) 子宮頸がん予防にHPV検査を公的検診へ導入の見解を伺う。(4) 小中学校の「がん教育」の取組の状況を伺う。

大きな3、生理用品の支援について。(1) 本町の小中学校の生理用品の配布の状況、また公共施設での配布の状況を伺う。(2) 民間企業と連携して生理用ナプキンを無料提供するシステム「O i T r」の本町の導入について調査、研究は行われたか。以上、お願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 おはようございます。質問事項1、(1)、(2)は一括で答弁をいたします。導入済みの近隣市町村に確認をしたところ、好評とのことでした。特に導入の課題はなく、次年度からの導入に向けて検討してまいります。

続きまして質問事項2の(1)についてです。それ

ぞれ三大疾病ごとの令和2年度から令和6年度までの受診率をお答えいたします。まず胃がんです。8.9%、10.3%、10.1%、10.1%、9.7%。肺がん、14.2%、16.5%、16.8%、17.2%、17.3%。続いて大腸がんです。13.2%、15.1%、15.5%、15.4%、16.1%となっています。

(2)です。がん検診を受診しやすいよう集団健診、集団婦人がん検診を実施しております。また、個別医療機関での各種がん検診の受診も可能としています。受診券を毎年発行しており、無料クーポン券事業や各種免除区分も設け、受診しやすい環境を整えています。今後の課題は、本町の受診率であり、県平均は上回っていますが、国の目標である60%には達していないことです。

(3)です。子宮頸がん予防の公的検診は、HPV検査単独法と現在町が実施している細胞診単独法があります。どちらも効果は同等と言われており、HPV検査導入の最大のメリットは、検査間隔を5年に延長できることです。しかし、HPV検査単独法は、検診結果によって次の検査時期や検査内容が異なるなどの複雑性があり、適切な受診勧奨と検査機関等の精検体制整備が必要と考えております。

続きまして質問事項3、(1)です。小学校では主に高学年の女子トイレ、中学校では全学年の女子トイレに常設し、保健室では必要な生徒に配布を行っております。また、4児童館及びちむぐぐる館についても、女子トイレに常設しております。

(2)です。「O i T r」システム導入について、調査等を行いました。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2の(4)についてです。「がん教育」については小学校の保健学習、中学校では保健体育の学習で実施しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それぞれ答弁ありがとうございます。それでは順を追って質問していきたいと思っております。まず町民サービスの軟骨伝導イヤホンについてでございますが、次年度よりの導入に向けて検討してまいりますという答弁でございます。確認いたしますけれども、これは導入に向けて検討していきますということは、ちゃんと置いていただくということでしょうか。確認をお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。議員ご質問のとおり導入に向けて、設置に向けた具体的な検討に入っております。なので見積もりを取ったり機種、いろいろメーカーあると思っておりますので、そ

ちらの確認等もしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん この軟骨伝導イヤホンなんですけれども、窓口に各設置されております老眼鏡のような感覚で、また気軽に使っていただけるようにですね。私、先日南城市にまいりまして、南城市のほうでは4か所置いてございます。まず市民課、国保年金課、いきがい推進課、税務課というふうに4つの窓口に置いておりました。現時点でよろしいんですけれども、本町としてはどちらのほうに設置をなさるお考えかどうか、もしあればお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。今、予定しておりますのは保健福祉課のほうに置きまして、本町は規模的に他課からの要望等があれば借用も可能ですので、要望に応じて各課で利用していくような状況をつくっていききたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それじゃあまず1台からということで確認することができましたので、是非皆さん、また情報共有ですね、していただければというふうに思います。1番目の質問はこれで終わります。

次に、町民の健康についてのがん検診の数字をいただきました。この三大がん検診で胃がん、大腸がん、肺がんの検診でございますけれども、9月はがん征圧月間につき、国民一人一人の理解を深め健康づくりの実践を促進するという月間で、とりわけがん対策に対するメッセージを町民の皆様とともに共有できればという思いで質問項目に上げております。先ほどいただきました数字でございますけれども、同規模自治体と比べてどのような位置にあるか。また、本町としてはどのように分析をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 大城あゆみさん お答えします。令和3年度の受診結果のほうの数値にはなってくるんですが、近隣市町村との比較ということ、ちょっと今数値を持ち合わせていないんですけれども、県の平均値との比較ですけれども、胃がんのほうで県平均が13.3%、本町が19.1%、肺がんが県平均16.8%で町が20.8%、大腸がんが県平均15.5%、町平均が19.2%ということで、この三大がん検診のいずれも県平均値を上回る受診率となっておりますが、今現時点では低い状況もありますので、そこは引き続き受診勧奨に向け

て取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。本当に受診率としては、県を上回っていることもあり、本当に皆様の努力の結果だと思っておりますので、また引き続きこの対策のほうをですね、また力を入れて進めていただきたいと思います。やっぱり課題としては、受診率はどこの町村もそうだと思いますので、今後ともですね、いろんな工夫を各課との連携の下に頑張っていただきたいと思います。以上です。

それでは次に、本町の取組として(2)のほうですけれども、本町の取組としての課題、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、それぞれ受診券を発行したり、また南風原町においては特化しているところとして無料クーポン券の実施をしておりますけれども、こちらの乳がんと子宮頸がんの無料クーポン券について、どれぐらい利用されているのか分かりましたらお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 大城あゆみさん お答えします。まず、この無料クーポン券は婦人がん検診の無料クーポン券になりまして、乳がんのほうで40歳になる方が対象となっております。令和4年度が、このクーポン券を利用した方の受診率が21.6%、令和5年度が20.4%、令和6年度が18.7%となっております。子宮頸がんのほうで20歳になる方が対象となっております。令和4年度が3.7%、令和5年度が5.1%、令和6年度が2.0%という結果となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。無料クーポン券、本当に使っていただいているほうののかなとは思いますが、やはり子宮頸がんのほうはなかなか数字が低いのかなということは今確認をいたしました。しかしながらこの無料クーポン券に関しまして、もう10年ぐらいなるかと思うんですね。これは当初、出始めは各市町村、皆さん全体でやっておったんですけれども、ほかのところにおきましてはこの無料券廃止のところもかなりありまして、本町においてはこの無料クーポン券を継続的に発行していただいているということ、本当に感謝を申し上げたいと思います。せっかくの無料クーポン券をですね、さらに活用していただけるような、また対策が取ればさらにいいのかなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは次の(3)の子宮頸がんの予防のHPV検査の公的検診の件ですけれども、いろいろ書かれてお

りますが、結果的には今は導入できないということでは
よろしいか、確認をしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 大城あゆみさん お答えします。現時点では、すぐには導入はできないということです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それでは、すぐにはできないということは、その方向性に向かって検討しているということではよろしいのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 大城あゆみさん お答えします。今、このHPV検査単独法を既に導入している市町村は全国でも4団体ということで、現時点では本町のほうはまだその導入に向けての具体的な検討は進んでいないという状況になっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは、この子宮頸がんの予防のHPV検査の公的検診なんですが、女性特有のがんである子宮頸がんの原因となるHPVに感染しているか、感染していないかを調べるのがHPV検査というところの、自治体ができるようになったということでは、対象年齢は30歳から60代までということで、課長おっしゃったように、ただし導入にあっては諸条件の整備が必要となるということで、今答弁いただいた方向性に向かって、今後検討していくということでは、ここで、ちょっとひとつ、その検査の細かいところですけども、ひとつ確認をしたいというふうに思います。このHPV検査のメリットとしては、子宮頸がんの発症のリスク保持者、感染しているかどうかというところのリスク保持者を、細胞診よりも早く見つけられるとの記事があったんですけども、これに対してはどのような見解でしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 国保年金課長。

○国保年金課長 大城あゆみさん お答えします。そうですね、子宮頸がんの95%以上は、このHPVが子宮頸部に2年以上持続して感染した人から発生するというふうに言われています。そのため、より早い段階で子宮頸がんにかかるリスクが高い人を発見することが可能である検査ということでは認識しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それでは、これまでも本町は細胞診の子宮頸がんの検査をしているわけですけども、それよりも幅広くリスク保持者の方を見つけて

追っていくという手順ということで、私はとてもメリットがあるのではないのかなというふうに思っております。先ほどのいろんな体制を整えるというところでは、横浜市におきましてはそういう取組ができるようになるまでに1年弱を、いろんな機関との相談があるようございまして、1年を要したというところはありませんが、いろいろな面でリスクを発見したときの本人の精神的な面だとか、そういうのはあるかと思いますが、また正しい知識を持っていることによって、しっかりとそこら辺もまた受け止めていけるのかなというところがあります。そこら辺で、是非前向きにですね、この検査体制ができるようなことを整えていただきたいというふうに思います。また、様々専門的な体制も必要ですので、早急にできないというふうには理解しておりますので。ただ、私がここで皆さんにお伝えしたいのは、日本では年間1万人以上が子宮頸がんにかかっています。そして亡くなる方は年間3,000人。そして問題な点はですね、この数字がもう10年以上全然変わっていないということですね、減少していないということですので。ですからこれまでの細胞診に加えて、またこのHPV検査をやって、順を追っていくということに対して、いわゆる検診の窓口が広がっていくとか、本人の自覚にもつながっていくものだと思いますので。是非、本当にいろんな多面的な調整、本当に必要だと思いますが、どうかですね、是非調査研究を望むというところですが、再度決意のほど、部長のほうからでもよろしくお願い申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 儀間博嗣君 お答えいたします。議員ご質問のあったとおり、このHPV検査、今2種類を例示していただきましたが、どちらも有効性はあるということで私どもは考えております。一方でやはり頸がん受診率が低いという現状もありますので、まず検査体制をどう整備していくかということも重要でございますが、その検査を受ける、そういった部分も引き続き啓発をして、このがん検診のほうを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

続きまして(4)の小中学校のがん教育についての取組でございますけれども、答弁にありました小学校、中学校、保健体育というところで、がん教育については昨年の3月議会に取り上げさせていただきました。実施しておりますが、その後の3月以降、私が質問した後にですね、前回の答弁は、がん教育の必要性は認

識しつつも必要に応じての外部講師の活用などの必要性などを、学校と確認しながら対応していくということとございました。その後、何か変わったような取組などありますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。議員のほうから令和6年第1回定例会のほうで提案のありました外部講師の活用につきましては、教頭などが集まる会議のほうで情報提供のほうをしております。その中でですね、外部講師を活用したがん教育なんですけれども、こちらがん教育のですね、基本的に今実施している授業を実施した後の知識を深めるためのこういった事業となっていることから、授業とは別の時間を確保する必要があるということで、あとがん教育の対象となっている中学2年生のがん教育に対する理解度なんですけれども、担当の授業を行っている先生に聞くと、そこまで理解度がまだ高くない状況ではないかということでの報告などですね。あと、またがん教育が命やデリケートな内容となっていることから、家族にがんの経験者がいる場合などには、ちょっと心理的に強い印象を与える可能性があるなということで、総合的に判断した結果、実施のほうには至っていないのが現状でございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それじゃあ結果的には同じようなカリキュラムで進んでいるというふうに確認いたしました。沖縄県のほうでも実施されている学校がありまして、浦添市立港川中学校、また与那国中学校など、高校もありますけれども、2023年、2024年に実施をされております。琉大医学部保健学科と沖縄がん教育サポートセンターの連携によってがん教育の講演会、またはがん体験者による出前授業などが行われております。お隣の八重瀬町具志頭中学校では2019年に県のがん教育推進事業モデル校として公開授業をされておりましたとの記事がありました。本町としてですね、教育委員会として、このような事例などの調査研究というのはされましたでしょうか。何か、またされる予定があるのでしょうかお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。この外部講師を活用したがん教育についてはですね、県内活用率が低いというのはこちらのほうで認識しております。がん教育サポートセンターのほうは、この内容、こういった授業をやっているのかについては確認のほうはしております。この内

容についてもですね、がん患者の経験者から直接話を聞く機会があったりとかですね、内容についてはすばらしいものだと認識のほうはしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 調べていただいているようなんですけれども、それをどこか議題に上げられるようなことというのは、これまでどんなだったんでしょうか。また、上げられない何かそういう状況、課題があるのかどうかをお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。先ほどちょっと答弁したんですけれども、教頭が集まる教頭会とか、校長が集まる校長会とかで、情報のほうは、共有のほうはしております。結果として、先ほど申し上げたとおり、今中学生であれば中学2年生の理解度とか、別の授業を確保、時間を確保する必要があったことから、今現時点では活用という判断には至っていないという内容となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 今の答弁からしますと、時間的な少しあれがあれば、何とかできるのかなみたいな、それで理解したんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。そうですね、時間のほうが……、がん教育についてはですね、重要なことと認識はしていますので、学校のほうと情報を共有しながらですね、実施が可能かも含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん この時間についてはですね、来年度からまた授業時間を今45分ですか、40分に縮めて、その残った5分間を地域別に、独特な授業に使えるというふうな制度になっていくというのもちろりと聞いておりますので、もしそのような時間ができたら、是非にも取り入れていただきたいというふうに思っております。それで先ほどいろんな例を挙げました。中学校での授業で活用された教材にはですね、もちろん生徒の理解を深めるために動画の教材が利用されたり、がん経験者のインタビュー動画、また実際のがんを克服して社会で活躍している人のインタビュー動画などが使用されているようでございます。これによって生徒は、がんを身近な問題として捉えて、希望を持って生きる姿勢を学ぶと、がんになってもこういうふう

プキンを無料提供するO i T rの調査をしましたかという事で前回は質問をいたしました、調査を行いましたという答弁でございました。どのような調査をしたのか、詳しく説明をしていただければと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまの質問にお答えいたします。どのような調査をしたかという内容についてですけれども、調査項目としては設置コスト、維持費、供給の安定性、自治体の事務負担の調査を行いました。設置コストとしましては6台一式で約20万円程度、維持費としまして1台当たり月額3,000円、供給の安定性としまして、生理用品は3年契約が条件で無料、また6台一式に付き1,000枚程度を年三、四回提供される。また、自治体の事務負担としてはウェブの管理画面で生理用品の利用状況、在庫管理、エラー管理ができて、少なくなったら補充する必要があるなどの調査を行った次第であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん いろいろと前回提案した後から調査研究、ありがとうございます。そのような数字が、今結果として出されたわけですが、これはすみません。ちょっと通告には出してませんが、そういった調査をしてですね、導入についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。今回ですね、このO i T rの設置について、こども課と一緒に、庁舎においても生理用品を置いておりませんので、そういったO i T rの設置ができないかということと一緒に確認したところです。その中で、設置にかかる費用、月額1台当たり3,000円ということでコストがかかるということで、O i T rでの設置の導入については厳しいかと考えております。今後は、それ以外の方法ですね、設置ができないかということについては検討していきたいと考えております。O i T rの整備については、導入はやはりコストがかかって厳しいかと考えております。生理用品については無料なんです、それ以外の経費がかかるということですね。O i T rの導入は厳しいかと考えておりますので、それ以外の方法ですね、整備ができないか、そのことについては今後検討していきたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。コストかかってもいいんじゃないですか。是非皆さんの、町民の半分は女性ですので、是非みんなが本当に安心して暮らせるような社会づくりをしていくのが公共の

施設だというふうに考えておりますが、是非ともですね、そこら辺も。また私、このO i T rにおきましては、システム的にですね、自治体と企業広告、そして企業さんと、また女性の支援ということで、福祉健康の面からも女性、広告主、設置先という、この三者にメリットがあると思っております。やはり企業さんに対してもそういったことで私、南風原町は考えているというところで、やはりこれはSDGsにもつながっていくものだと思いますので、自分たちだけでやるというんじゃなくて、やっぱり企業も含めて、皆さんのマンパワーの力で是非住みよい南風原町にしていきたいというふうに思いますが、はっきりできないというふうにおっしゃっていましたが、再度の検討をしていただくということはどうでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。現時点では、O i T rでの整備についてですね、その辺はちょっと厳しいと考えているところです。ただちむぐる館等、学校施設のほうで生理用品を設置しておりますので、庁舎のほうにおいてもそういった整備ができないか、今後検討していきたいと思っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん それでは先ほども、現時点でも今また困っていらっしゃる方もいるかと思っておりますので、先ほどの公共施設、中央公民館、また文化センター、公園等とか、どのような形でできるのか、是非検討をお願いしたいと思っておりますが、これに関してはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。町内の公共施設について、関係課と協議しながら今後整備に向けて検討していきたいと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 南風原町、ちむぐる館という、ちむぐるが行き届く南風原町に是非精進していただいて、よろしくお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時55分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。13番 照屋仁士議員。

〔照屋仁士議員 登壇〕

○13番 照屋仁士君 それでは、本日2番目の質問に移らせていただきたいと思います。まず、本9月定例議会は決算議会であります。令和6年度、昨年一年間の事業をしっかりと精査をし、報告をしてまいりたいというふうに考えています。しかしながら町民の皆さんから寄せられる声については非常に多岐にわたり、時には私たち議員にとっても耳の痛い内容もございます。私たち議員の責務として、町政の内容を分かりやすく伝えると同時に、時には行政当局を正し、そして導いていくことも求められているとの立場から質問をさせていただきます。一問一答でお願いをいたします。

大問1、農地における固定資産税、課税と徴収は適切か。(1)数十年前に農地に建てられた農業用倉庫がいきなり課税対象になり、地主と借主とのトラブルになりかけた案件がございました。この課税と徴収までの過程は適切だったのかお答えください。なお、個人情報情報は求めておりませんので、配慮した答弁を求めます。(2)農地に建てられた倉庫や構築物、現況については、全て課税対象になっているのか。また、課税対象になる要件を分かりやすく示していただきたいと思います。(3)農地における構築物や現況への課税状況について、町全体、各字ごとの農地筆数、課税物件数を示してください。(4)課税に当たっては、全て町民・町内平等に行われているのか。どのように調査、管理をしているのかお答えください。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1、(1)についてお答えします。固定資産税の課税と徴収は、地方税法等に基づいた事務処理を行っており、適切であると認識をしております。

(2)です。構築物における「外気遮断性」、「土地への定着性」、「用途性」の3要件から判断をしています。

(3)です。課税地目が畑の筆数については、与那覇134筆、宮城319筆、大名244筆、新川118筆、宮平488筆、兼城103筆、本部234筆、喜屋武260筆、照屋155筆、津嘉山653筆、山川276筆、神里447筆、計3,431筆で全て課税対象となっております。

(4)です。課税につきましては、法令に基づき適正課税を行っております。また、課税客体の把握のため、現場調査や地権者等からの申告に基づき課税評価を行っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは再質問をさせていただきます。まず(1)で質問している案件ですけれども、この背景としてですね、2019年9月に固定資産税の過

徴収が大きく報道されました。その後、3年にわたって調査返還、また還付が行われてまいりました。こちらは住宅ではありましたが、今回の案件が発生したときに、南風原町の徴税自体は適切に行われているのか、不公平は本当はないのかと、そういった疑問に答える、そういった視点での質問であります。と同時にですね、今回に関することは農地ですので、可能な限り農業振興の観点からですね、その農業従事者への優遇措置等が必要ではないか、そういった視点で質問をしております。まず(1)の案件ですけれども、どういった背景で課税に至ったのか、そのきっかけについては答弁にあったとおりに調査に基づくものなのか、もしくは地権者ないし借主の申告に基づくものなのか。それとも他者からの通報等によるものなのか。何だったのかお答えください。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 照屋仁士議員のご質問にお答えします。今回のこの再質問につきましては、きっかけ等は個人の特定につながりますので、答弁は差し控えてまいりたいと考えます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 どのような答弁を想定して個人の特定につながるのかどうか、私分かりませんが、そもそもですね、質問をしている背景もきっかけも述べたとおり、町民の皆さんから問われているのはですね、本当に適切なんですか、不公平はないんですかということなんですよ。そういうことでいえば、先にも述べたとおり個人情報に配慮して、私は答えるべきじゃないかなと思いますけれども、今の答弁では答えないというふうに取りられますが、よろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 お答えいたします。適正に課税されているかに関しましては、副町長の答弁のとおり適正課税を行っております。先ほどの税務課長の答弁においてですけれども、我々のほうも答弁のほうはかなり慎重に答えたいと考えております。その理由といたしましては、個人情報保護法においてですね、課税に関する情報は当事者以外には原則公表してはならないという規定がうたわれております。その中には、特に税務調査に関することとかなですね、納税者の申告内容に関する情報は、特に納税者の同意がない限りは、こちらは公表してはならないということとなっておりますので、この調査であったりとか課税の内容については、本人もしくは同意をいただいた方にしか情報を公開することができないということとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 行政の立場は分かりました。ただ私はですね、これは一般質問でやるべきことかどうかも悩みました。しかしながらさきにあったように、報道等でこれだけ町民の皆さんにご心配が広がっている。さらに今、私は案件とは言っていますけれども、地域も指定していませんし、どういった内容か、細かい事情には触れておりません。そういった中で不安が、この疑問が払拭されていないという視点で質問しておりますので、それを理解いただきながらですね、再度答弁に取り組んでいただきたいと思います。どれが個人情報に当たるのか、どれが答弁できないのか分かりませんので続けたいと思いますが、今回の内容ですね、地主や借主への説明が、それぞれの時期、内容についてどうだったのか非常に疑問が残ります。その過程、その背景が十分だったのか、課税に至るまでの記録についてお答えいただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 お答えします。個別具体的な事案としての答弁はいたしかねます。一般的に課税の説明とか、そういったものは適正に行っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 今ですね、答弁の中で適正に行ったとおっしゃっていますが、適正なのかという疑問を受けての私は質問ですので、正直この場でそれが適正だったと言われても、はいそうですか、分かりましたというふうにはなりません。そういったところも、これは見解の違いもありますので、そのように理解をお願いします。さらに今回ですね、地主側の言い分としては、将来的には家が建てられると聞きましたですか、借主には、この窓やドアで囲ったから課税対象になったなどの認識があるというふうには私は理解していますし聞いております。このような説明も口頭で行われたのか。またどのように適切に行われたと言えるのか。実際、どのような文書や資料でもって示されたのか、事実関係についてお答えいただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 お答えいたします。固定資産税に関しましては賦課課税ということで、こちらのほうで調査した上で課税していくものですから、申告に基づくものではありませんので、その納付書なり課税が決まったときには期間を設けて、不服がある場合には申し出てくださいということの期間を設けております。今、議員がおっしゃっている期間内では、そう

いった不服の申出が特に行われているケースはございませんでした。また、課税にやはり不満というより、やっぱり金額が変わったときには税務課の窓口のほうとか、電話の問合せでですね、この課税変わったんですけど、内容どうということですかということの問合せ等がございますので、そのときはまた担当のほうで丁寧な説明に努めているところであります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時08分）

再開（午前11時08分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 以前、私も担当したことがあります。個別のケースでは、やはり納税者の求めに応じた資料を見せるのか、口頭なのかで、やはりその人にとって分かりやすく説明は当然します。この質問のケースであれば、多分課税額が急激に変わって、税額が変わったケースであるので、非常に多々あるケースです。このときには、やはりそれぞれのケース、それぞれいろんなケースがありますので、それをしっかりと窓口でといたしますか、時間をかけてでもゆっくりと説明はしているところをご理解いただきたいと思います。本当に、全て我々は漏れなく、完全に課税しているという認識でございます。ただ議員おっしゃったように何年前には、どうしても住宅軽減の6分の1の課税されてなかった、対応されてなかったというのは往々にではないです、しばしばこのケースはあるんですが、固定資産税に関しては、さっき総務部長からあったように賦課課税、いわゆる課税長の判断で課税して、それに納税通知書に様々な情報を載せて、何か疑問があればいつでも来てくださいというふうなやり方で対応はしていると。制度的にもしっかりと不服審査委員会、これは完全に第三者の委員会でありますので、そういったケースも個別に設けられているのが固定資産税でございますので、そこは我々はやはり常に正しいと認識しての課税をしているということをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時10分）

再開（午前11時11分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 先ほどのご質問に対応するような答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 副町長からもありましたけれども、当然行政は法令にのっとって正しいことをやっ

いるつもりで取り組んでいる。そして、通常やっているというふうには私は理解していますよ。でも、今回のこの案件については勘違いとかね、思い違いとかね、説明に来ると言ったのに来ないと。今、連絡がない、苦情がない、問合せがないという答弁してましたけれども、それはそれでいいですよ。ただ地権者の立場からすると、あのときこう言っていた、あのときこう言っていた、地主からはこう言われている。非常に混乱させられているという状況を伺っているわけですよ。先ほどあった税に関するところの答えができないというのは、僕は法律であってもね、どういう解釈をするのかは市町村によって違いますし、ですので配慮した答弁をしてくださいということですが、今回の僕の質問の仕方が悪いかもかもしれませんが、今回の質問の問いかけには答えられないというのが結論のように聞こえるわけですね。それだと事実関係も明らかにならないし、多分この疑問に思っていることは解決しないんじゃないかなというふうに思います。そういったことで非常に私としてはですね、明らかにして示したいと、正しいですよと、適切ですよと言いたかったわけですが、この疑問は消えないなというふうに思います。そういったことも含めて、改めて行政側には全く落ち度はなく適切な課税であり、この住民トラブルについては全く責任がないと、そういう認識でよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 お答えします。この課税に至るまでの過程については、適切に行っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時13分）

再開（午前11時14分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣圭一君 お答えいたします。先ほどと同じ答弁になりますけれども、本人もしくは代理人ということとなっておりますし、不服があった場合にはまた申入れするという事となっております。また本人がしかまたそれもできないという状況となっております。今、そういうことで実際まだそういったのが解決できないということであれば、実際窓口のほうに来ていただいて、それが厳しいということであれば代理人の方とか、同意を得た方も一緒に来られても構いませんので、そういうのは一つ一つ疑問とか、そういったのは解決に向けて私たちも対応していきたいと思っておりますので、先ほど課長が言ったように、課税に対してはしっかり課税していると。その要件に関しても、その

用途が何なのか、定着性は何なのかという遮断性ですね、そういったのは全て同じような条件で。市町村もどこも一緒です。私たち同じ法律の下で対応させていただいていますので、それに沿ってしっかり課税の事務については進めているところです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 今回の答弁、繰り返しになりますけれども、私としてはですね、やはり町民の皆さんまたは地権者の皆さんに、そういった疑問、もしくは仮にトラブルになってしまったと、そういった過程での不満、そういったことを生まないような説明と、そしてやっぱり課税に向けての手续、資料提供、認識、そういったことをしっかり取り組んでほしいなというふうに思います。

続けて（2）に移ります。ここからは世間一般の皆さんにも示す意味で確認をしますけれども、今回、資料のほうも出ささせていただきました。資料の上のほうにもですね、この資料、総務省のホームページのほうで固定資産税ということで検索するともっと詳しく出てまいりますけれども、農地においてもこの固定資産税の課税について、総務省ホームページに示されている考え方とおりでよいのかどうかですね、お答えいただきたいと思っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 お答えします。議員のお示ししました資料のとおりでございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 答弁のほうではですね、構築物における外気遮断性、土地への定着性、用途性、3要件から判断しているというふうに答弁いただいておりますけれども、ちょっとこのホームページを見てみるとですね、そこの中にはなかなかその文言は出てまいりません。ただここで出てくるのは、家屋等の場合ですけれども、その基準となるのは評価額であるというようなことがあります。答弁の内容から判断すると、この評価額の算定の中で、今答弁されたその3要件が含まれるものというふうに理解しますけれども、そういった理解でよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 はい。そのとおりでございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 今回はですね、今回の案件をきっかけに農地に建てられている構築物ですとか、いろんなものがパターンとしてあるわけですね。また、現況についてもいろいろ課税形態が変わってくるとい

うふうなことがありました。みんなまっさらな畑ではないということですよ、趣旨としては。そういうことでいくとですね、農家や他の地権者にも分かるように、少し具体的に示していただけませんか。面積ですとか、先ほど言っていた評価額も含めてですね、課税対象になる要件についてお答えいただけますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 お答えします。家屋につきましては、最初の答弁にございますように3つの要件を総合的に判断して課税しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 農地については、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 農地も、農地として課税しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 固定資産税、土地、家屋償却というのがあります。それぞれ評価して合算して、課税標準額というのを決めて税率1.4を掛けるということなんです。農地は、先ほど照屋議員からあったように、やっぱり生産物、いわゆる国内需要を確保するという観点から、非常に安く評価をされています。元々が、市街化区域の農地であるのか、市街化区域以外の農地であるのかで、単価が全然違います。ただ非常に安いものですから、一般論として市街化区域以外の畑には余り課税額、いわゆる30万円未満は免税点未満ということで、課税標準額が30万円未満だったら1.4も掛けません。要するに税額が発生しないという意味です。これは減免と、免除とは違います。それに達しないということなんです。ただほかに資産がたくさんある人は、それに上乘せされますので、どうしても1.4%という税額には影響はされるということでございます。今、ちょっと話は横道にそれたかもしれないですけども、まず土地を認定するときは地目を見ます。ここはどういうふうに使われているのか、畑なのか、家が建って、建物が建っているのか。そもそも畑でも家でもないのか、いわゆる駐車場のようなものです。これは雑種地といいます。非常に多い地目なんですけれども、雑種地といいます。畑、雑種地、宅地というのが大きい3つの要素ですね。あとは原野とか山林とかもありますけど、ほぼほぼかかるのはさっきの言った3つ。家屋は三方閉じられているか、これがあって初めて家屋と言います。だからこれは農地に建っているかとかじゃなくて、まずは地目認定というのをします。それは路線価という、また難しい話になるんですけど、市街化

区域は路線価というのがあります。路線に単価が掛けられています。これを基に土地の形をいびつなのか、正方形に近いのか、これで評価が決まっていくという、個別の評価をしていくんです。なので、まずは地目を認定します。次に、単価を掛けていく。個別の土地の評価に入っていくというふうな、これが土地の評価です。家屋は、さっき言ったのが、いわゆる家屋とする認定の要件がありますので、柱だけあって屋根がある、ガレージのようなのは、私たちは課税対象の家屋とはみません。固定資産で言うのはやっぱり三方が閉じられていてというふうなのが固定資産税の評価の基準からする家屋になりますので、そこら辺を分けて課税しているというのが今の税務課長の答弁でございます。だから、まずは土地は地目認定、家屋は家屋の要件になっているのかということでございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 詳しく説明いただいて、ありがとうございます。私も今日この資料を出したんですけども、ちょっと視聴者の皆さんには見にくいと思うので、是非検索をして見ていただきたいんですけども。要するに土地にしろ家屋にしろ、ここに評価額というのがあるわけですね、評価額。まずは評価額を決めるんだということですよ。さらに、そこから課税標準額という要件、住宅だったら6分の1とか3分の1とか、この要件があって、出た評価額に1.4%掛ける。さらに、そこに政策的な特例という、あるかないか。例えば沖縄県だと立地の場所によって情報通信産業とかいろんな特例がありますけれども、そういった形で進めていくというふうに理解をしているわけですけども。つまりは、まずはその土地の評価を出して、適正に決められた係数を掛けていくんだというふうに理解してますけれども、そのような理解でよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 これはまず、分けて話しますと、土地はまず地目を認定しないとイケないです。これで単価が違います。平米単価が。これで評価額が出て、いろんな今おっしゃった住宅であれば200平米以下であれば6分の1、200平米を超したら3分の1になるとかあります。とにかくそういった評価額にそういったもろもろの係数を掛けて、課税標準額というのが出て、これに税率を掛けるというやり方です。これで言う政策的なというのは、新築住宅は3年は半分ですよと、3階以上は2分の1ですよとかというのがある、それが政策的なものです。家屋はそういった掛け方です。ですから家屋と土地は、本当に別々の評価事務で

やっあって、総合で課税標準額というのを出して1.4を掛けるという事務になります。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 私もですね、できれば分かりやすく説明したいんですけど、なかなかそういったところが難しいので、この資料を探したり表を活用したりしているんですけども。地権者、町民の皆さん、全部ね、副町長と同じ理解、同じ経験であればそれは理解できるんですけども、なかなかね、僕らも含めてそれ理解してもらうのは難しいわけですよ。もっと極論、分かりやすく言うと、今農地のことを聞いていますので、農地にある牛舎や豚舎、ハウス、その他の農業施設等はどうなりますか。私の理解では、先ほど言ったように評価額をまず出して、係数を掛けていくんだと。ただその評価額自体が少なければ当然係数掛けたって、この課税額は少ないんじゃないかなと推測しますが、どういふに説明すればよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 資料提供のございました流れと同じでして(2)で答弁しました3つの要件を家屋は考えて課税していきまして、評価額が出ますと、この資料にあります流れで計算、算出されていきます。これが農業施設だとか、どこどこに建っているとかというものは見ません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 重ねて答弁いたします。家屋に関しましては、(2)で答弁しましたとおり3つの要件を満たしているかを総合的に見て課税します。牛舎とか豚舎とか、農業施設等も全てこの3つの要素、要件を総合的に判断して課税いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 先ほどあったように、今答弁で示されている、この外気遮断性、土地への定着性、また用途性などはですね、今、私の示した総務省のホームページでは、文言としては表面上出てきません。掘り下げて調べていくと出てくるのかもしれないけれども、基本的には土地であろうと家屋であろうと、評価額に基づいて課税をしていくというふうには私は理解したいと思います。間違いだったら指摘してください。そういったところがですね、法的根拠に基づいてやっているというふうには答弁もありましたしそのように捉えていますけれども、そういったところを農地、農業従事、そういったところていくとですね、今、県がやっているような政策的な特例等もありましたけれども、市町村においてもですね、那覇市はじめいろんな県内の市町村でも、それを細かく要件は見えてませんよ、見

てませんけれども、そういった減免の制度などがあるように見受けられます。細かく全部並べて調べてませんので、具体的な例は挙げられませんけれども、そういったことについても当然把握されているというふうには理解しますけれども、よろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 固定資産税の減免につきましては南風原町もございまして、南風原町固定資産税の減免取扱基準等がございまして、この要件を満たす固定資産については減免いたしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 分かりました。どういったものか、その制度によって違いがあるというふうには私は理解しますので、そういったことでいくとですね、農地に建っているいろんな建物の代表的なもので、例えばJAさんですとかね、地域の農業団体、そしてまたもしくは地域団体など、建物であったり、または補助事業で設置された施設などがありますけれども、それについても課税されているのかどうかですね、課税だったり非課税だったり、それに伴う要件などがあればそれぞれ示していただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 お答えします。国や地方公共団体等は非課税になります。それ以外の個人、法人等については、原則課税対象になります。その上で、家屋につきましては答弁しました3つの要件等を勘案して課税いたしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 私もですね、基本的には先ほど答弁の中にも少し出てきましたけれども、農地とか農業ですね、多額の税金がかかっているというイメージはないわけですよ。地権者とかもですし、町民の方からもそういう認識です。だからそういうところで、こういった課題があるんじゃないか、これはどうなっているのというような疑問があるから質問しているわけですね。

さらにもう1個のケースでですね、構築物以外でも現況についての課税があり得ると思います。現況課税とは、農地ですよ、農地における現況課税というのはどういったケースが多いのか、その点についても分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 お答えします。固定資産は全て現況にのっとって課税しますので、農地に対しては農地の課税をしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 農地については農地というのは十分理解できます。ここで想定しているというか、答えてほしかったのはですね、地目が農地であっても、例えばヤードとして使っているとか構造物を建てているとか。極端にビルを建てているとか、そういうことではないと思いますけれども、そういったケースがあるんじゃないかと。そういったケースにも課税されているんですかという趣旨で質問しています。それについてはいかがですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 お答えします。現況が、先ほど言いましたようにヤードだったら雑種地課税という感じですね、現況に則して課税しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 農地というのが、例えば都市計画的な、ここは市街化区域ですよ、農振白地ですよ、もしくはよく登記地目というやつがあります。あれは登記時点の地目です。固定資産は1月1日時点の現況なので、そこが農地とかそういうのじゃなくて、ここがどういうふうに使われているか、私が先ほど申し上げたように。その1月1日の現況で土地は課税します。家屋についてもそういう考えで、ここの登記の地目とか、都市計画区域内のどういう用途なのかというのは見ません。現況で何をやられているかを見ての課税となります。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 課長や副町長が言っているのは、私は理解できますよ。ただ質問の仕方として組み立てているのは、聞いている人が分かるかという視点ですので、そのように繰り返しの質問ですけど理解していただきたいと思いますが、先ほどあったように構築物であれ、その状況であれ、現状に則した課税が行われているというふうに再三再四答弁しているというふうに受け止めてますけれども、そもそもそれぞれそれを、状況をですね、誰がどうやって判断するんですか。この課税額についてとかですね、単価についてですね。例えば課長が行くとか、副町長にチェックしてもらおうとか、いろいろ手法があると思いますけど、その辺りはいかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 お答えします。固定資産税につきましては、町の職員が、税務課の職員が固定資産評価基準にのっとりて全て現況に則して課税をしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 職員がということですので、第三者ではない、第三者機関でもない。職員と行政当局が評価して課税している、そういう理解でよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 そのとおりでございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 続けて(3)で、各字における農地の筆数、そしてまた課税筆数について答えるようにということで質問をしました。それぞれの農地の筆数は答えていただきましたが、課税筆数についてはですね、全てであるというふうにお答えがありました。私の想定はですね、先ほど一般の住民の皆さんの理解の仕方、私もそうですけども、農地が例えば100あったら、そのうち課税になっている大きな農地とか、そして評価額の高い農地とか、そういったのは幾つですかという趣旨なんですよ。そういったところでいくと、1円でも課税ですし100万円でも課税ですし、そういったのはあると思うんですけども、非課税になっているところはないという理解でよろしいんですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○税務課長 高良星一郎君 そのとおりでございます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 非常に私はこれを聞くときちょっとびっくりしますし、なかなか地権者の皆さんもあんまり自覚がないんじゃないかなと思いますし、勘違いを生むような答弁じゃないかなと、ちょっと心配もしますけれども。全ての農地は課税されると、課税されているというふうに受け止めます。

次に(4)に行きたいと思います。この4番ですけども、課税客体把握のために現場調査や地権者等からの申告に基づきというような答弁をいただいております。また、先ほどの中でもですね、職員の皆さんが行政機関として適切にやっていると。ただそこには第三者は入っていないというところで確認をいたしました。そういったことでいくと、課税すべきだけれども課税されていない事案、そういった事案は全くないと言えるのでしょうか。例えば一番先に出た事案ですけども、これについては何年も課税されてなかったけれど、急に課税されてトラブルになっているんですよ。さらに5年間遡ってとかね、いろいろあるみたいですけども、そういった事案はないというふうに言えるのかどうか。それについてお答えいただけますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 税務課長。

○**税務課長 高良星一郎君** お答えします。全て課税対象となる固定資産は、課税を行っています、中にはやはり見落とし等がある可能性もございます。以上です。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 13番 照屋仁士議員。

○**13番 照屋仁士君** そうですね、やっぱりあったわけですから、現状としてはですね。遡って、やっぱり徴収も行われるということですから、現状としてはやっぱりそういうこともあるわけです。これについてですね、今後どう取り組んでいくのか、調査を強化するとか、一斉調査するとか、それが無い様に目指していくとかそういういろいろあると思いますけれども、それについてはいかがですか。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 税務課長。

○**税務課長 高良星一郎君** お答えします。日々課税客体を適切に把握しようと現場調査等行いまして、そういった課税漏れ等がないように今後も引き続き取り組んで参る所存です。以上です。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 13番 照屋仁士議員。

○**13番 照屋仁士君** 今回、この質問に至った原因となっているところは、なかなか疑問ですとか、そういった状況は解決されないんですけれども、やはりですね、結果としては人がやることですからそういうこともあり得るわけですよ。ですから、これ基準としては1月1日時点とか、3年ごとの評価替えとかね、いろんな適切なものはあるんだけど、この何と言うかな、見落としも、漏れてるところもあるということであればね、やっぱり取られた人だけがみたくないことになったらね、行政の信頼性が損なわれるわけですよ。そういったことが少なくともない、そして疑いを生まない、そういうふうにやってほしいというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 副町長。

○**副町長 新垣吉紀君** 当然、意図的に課税するべきをしないというのはございません。絶対ないかと言われれば、ない証明というのは非常に難しいことで、不可能です。ただ我々としては、これで全部課税しているという判断でしかやっていません。ただ後々、多少はやっぱり仁士議員からもあったように、実際には出てくると。そういうことで、やっぱりどうしてもこれは、言い逃れのような答弁になるかもしれないですけども、固定資産というのはやっぱりそういうことで還付加算金とか、もし過徴収であれば、で、さっき言ったように当たり前に課税していた人たちに対して不公平じゃないかという、こういったのに対してはやっぱり5年間を遡って地方税法上徴収すると。どう

してもこれは課税庁の見落としでございましたので。過課税、取り過ぎ、取るべきを取らないというのがどうしても発生をしているというのは事実です。ただこれを、やはり我々は1件でもなくしたいように、3年に1回航空写真の撮影を予算で要求したり。先ほど、ちょっと加えであります、第三者は全く評価に関わっていないということでしたが、土地の評価については南風原町は六十数か所にエリア分けして、大体同じグループで。こっちのポイントを入れるのは、先ほど言ったこれを基に路線価というのも振っていきますけれども、不動産鑑定士が行います。これも3年に1回は予算を認めていただいて、ここのスタート、我々のやるスタートを出すのは不動産鑑定士が行っているということで、当然課税については適正平等に今後も努めていくという考えでございます。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 13番 照屋仁士議員。

○**13番 照屋仁士君** 個別具体的な案件は別としてもですね、私としてはこのような行政の説明で疑問を生むとか、納得できないけど支払わざるを得ないとか。町民の皆さんは日々生活していますし、行政はこれが仕事ですから、そういった手続の中で全部完璧だということは、私はないと思いますし求めてもないんですけれども。でも可能な限りですね、やっぱりその地権者であったり町民の皆さんにご理解いただく、そういった努力は引き続きやってほしいと思います。

ここからまた政策提言ですけども、今、農地に限っているいろいろあるわけですけども、先ほど言ったように、私はちょっと前提としてですね、農地ではほとんど税金かかっていないんじゃないかという固定観念があります。先入観があります。町民の皆さんからも、そういうふうに関心あります。であればですね、やはり農業に供する固定資産について、この表の中にもある政策的な特別措置、沖縄県だったり市町村によっていろいろ設けているわけですね。そういったことであれば、南風原町の限られた面積、限られた農地を振興するという視点でですね、この政策的な特別措置を利用して、農地に係る固定資産税については減免措置を新たに設ける、そういった視点はないでしょうか。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 休憩します。

休憩（午前11時45分）

再開（午前11時45分）

○**議長 赤嶺奈津江さん** 再開します。副町長。

○**副町長 新垣吉紀君** 農地についてはですね、評価する時点で既に、すごく評価額を下げられるような仕組みになってますので、私たちは制度としては農地は既に特例であると。例えばですよ、市街化区域にある

農地は、隣の宅地と比べたら多分何%というレベルの評価をしますので、ここで実際に農業をしているのであれば、既にその時点で評価のスタートの額から軽減がかかっているという認識でございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 ここではですね、私の最初の想定と答弁がやっぱりずれてるので、ちょっとこのあたりは私もどうしようかなと考えるところはありますけれども、その全ての農地が課税されている、その額が分かりませんが、今の副町長の答弁でいくとですね、この評価額の算定の前段階で評価額自体が低くなっているような措置がされているんだというふうな理解をしますけれども、私の趣旨としては、どれぐらいの額が分かりませんので、やはりそういった減免を措置できないかと。また各市町村独自でね、全部先ほど言ったように比べてはいませんよ、どういう措置で減免してるか。もし仮に、そういった農地の中で多額な固定資産税が払われている方がいるのであれば、そういった人にも政策的な余地が、必要性があれば、そういったことも考えるべきじゃないかという視点では、そこは否定できないというふうに私は思います。でも今のことで言えば、評価額の前段で軽減されてこうなっているということであればね、それはそれで理解しますし、やはりこの減免制度、状況に応じてチェックするとかね、必ずつくりなさいじゃないですよ。どういう状況になっているのか、そういったことは検討するとか考えるとかチェックするとか、そういったことはあり得るんじゃないかと思いますが、再度お願いします。全く必要ないのかね、そういうのを検討する余地があるのか、その辺りぐらいはいかがですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 まず前提として、固定資産税というのは財産税です。ある人にかかる税ですので、市街化区域で畑をしていたら、それは南風原町であればすごい財産価値なんですよね。ただし宅地に比べて、先ほどの繰り返しになりますけど、すごい評価がもう下げられていますので、そういう制度を取っていますので、既に我々としては農業に従事している土地については、従事する土地というか農業に利用されている土地については軽減がかかっているという認識があります。それぞれの区域と言いますか、市街化区域の畑と農振農用地の畑は全然違いますので。先ほど言った全て課税であるというのは、課税のように計算はします。ただ先ほど申し上げた課税標準額が30万円未満だったら税率を掛けてもゼロということにしていますので、

畑だからといって非課税にするというルールはないということです。固定資産税評価の評価には入るけど、そのようなルールの中でほぼほぼ、例えば畑だけを持っている。それも小規模の畑であれば、多分税額は発生しないだろうという予想です。ただ畑に相当な額の税額がかかるというのは、あまり私も見たことがないんですけども、なぜかと言うと私が先ほど申し上げたような理由で、同じ地域でこの地目の土地であれば評価が相当低減されていますので、最初で。だからそういった理由で農地にはそれなりの措置がされているという認識でございますので、今後も、これは国の税法、あとは地域の考え方ではありますが、そのように全体的な観点から対応していきたいというふうに思っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 副町長の言っているところは十分理解できますけれどもね、今の質問を町民の皆さんが聞くとね、農地は全部課税されるんだと。あれにもこれにも税金かかっているんだと。さらにある人から全部取るよというふうに聞こえるわけですから、私としてもこういう政策提言はね、やっぱり仮にそうだったとしても、農業に寄与する、やっぱり必要な免税措置はここでできるんじゃないかという提案です。それについては、今されてるからやらないと、はっきりは言わないんですけどそういうふうには聞こえます。これについてはもう少しね、その政策的な財源措置も私のほうも調べて、また次回以降に提言するかどうかは検討したいというふうに思います。

次に大問2に行きたいと思います。町民サービスに対する心構えと職員への指導はどうなっているか伺います。(1)カスハラ対策の一環で、電話の録音が始まっていると理解します。一方で「職員は名乗らないし、対応が不満だ」という町民の声があります。町長はどう思うかお答えください。(2)窓口や電話対応はじめ、町民と対応する際のルールやマナーについて、どのように指導されているかお答えください。(3)「神里区のラジオ体操の放送がうるさい」と町外から苦情があり、役場から神里区へラジカセ等に変えるよう指示があったと聞きます。南風原町行政として、適切な対応かどうか伺います。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項2、(1)についてお答えします。ご指摘の「職員が名乗らず、対応が不満である」という住民の声を真摯に受け止め、電話対応では課名及び、苗字を伝えるよう指導してまいります。

(2)です。各部署では、様々なケースに対応する

ため、職員には丁寧で分かりやすい説明に努めるよう指導をしています。

(3) についてです。町外の方や区民からの電話相談を受けて神里区に対し、他の自治会でラジオ活用事例を紹介し、協力をお願いしたところですが、最終的な判断は地域で行うものと認識しており、町行政としては相談内容を踏まえた適切な対応であったと考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは(1)です。今、答弁をいただきました。答弁のとおりですね、常に町民サービスというのを念頭に置いて、そもそもこのような苦情が来ないようにですね、改善に取り組んでほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。各課においては電話の応対や窓口の対応等、様々なケースがございます。職員一人一人が町民に対して適切に対応を行うように、改めてですね、職員に対しては対応に対する周知を行い、町民サービスの向上につなげられるように努めてまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 (2)でもルールやマナーについて伺いました。答弁もいただきましたけれども、繰り返しますが、南風原町といってもこれだけの人数がいます。さらに多岐にわたる業務で職員の対応については画一ではないことも分かっています。繰り返しのようになりますが、様々な視点や方法で改善に取り組んでほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。議員おっしゃるとおり職員の電話対応などは、業務内容や担当部署によって一律ではないため、各部署においては担当する事業内容に精通するように努めるとともに、適切な対応を心がけるよう職員への周知のほうを図ってまいりたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 こういったことは度々聞きますけれどもね、今回、職員へのカスハラ対策、録音が始まった、そういったことも職員を守るのに町民はどうなのというふうに言われたときに、僕らもやはりそこは努力してますと、今後もやりますというふうに答えていきたいというふうに思っていますので、そのようにお願いをしたいと思います。

次に(3)ですけれども、これ夏休みの出来事ですが、急な話でですね、このお父さん、お母さん、

父兄の皆さんから、簡単に言うところの理由でラジオ体操鳴りませんと。今日は携帯のスピーカーでとかね、何かそういう寂しい状況が広がったんですよね。そういった中で、なぜこうなったの言ったら、このPTAの役員の方、区長さん、いろいろ聞きましたけれども、過程はありますよ。そういう苦情もあったでしょう。そういったことで非常に残念だったなというところからスタートしています。そういった行政に寄せられたということですが、事実関係について再度確認します。いつ何回、どのような苦情内容だったのでしょうか。教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 ご質問の件につきましては、8月に町外の方から2回、神里にお住まいの方から3回苦情の連絡がございました。苦情の内容につきましては、「朝早くからラジオ体操の音がスピーカーから流れてうるさい」、また「朝早くからのスピーカーからの放送は控えてほしい」というふうな内容でした。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 ありがとうございます。その苦情があったことは確認しました。それに対してですね、神里区に対して指導する前に、その苦情の状況について現状確認はなされたのか、その辺りをお答えください。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務課長。

○総務課長 仲村兼一君 お答えいたします。現場への直接的な確認は行っておりませんが、神里区長に苦情の内容を伝えまして、その際にスピーカーを使用してラジオ体操の曲を流していることを確認しております。町としましては、他の自治体の事例等をですね、そういったラジカセ等を活用してラジオからの放送を流している、そういったのをお伝えしながら協力をお願いしたところです。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 子どもたちにとって、父兄の皆さんにとってですね、対応は地域が行った対応ですけども、スタートが行政だったということで、この視点で質問をいたしました。そういった町民の皆さんの心情、そして町民の皆さんに対するサービス、そういったのを心がけながら今後も行政の窓口対応に当たっていただきたいとお願い申し上げて終わりたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午前11時59分)

再開(午後0時59分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。6番 大城雅史議員。

〔大城雅史議員 登壇〕

○6番 大城雅史君 皆さん、こんにちは。健康について所感を述べたいと思います。6月初旬にバスケットの試合、バスケットをしますと、手の中指を突き指したと思っていました。6月定例会終了後に病院へ行きますと骨折しておりました。それを含めてですね、やはり健康は大事だなということでありまして、7月7日に、七夕の日です。指の骨をくっつける手術をしまして、針金を通して固定したんですけど、どうも痛みが治まらず病院へ行きますと、菌が入っていました。腫れてしまいました、こっちが。それでまた8月初旬に手術を行いまして、なかなか治らないのがこの55歳かなと思っていまして、皆さんも健康に留意していただいでですね、スポーツするなり日頃の生活でも健康に留意した中で業務を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは通告書に沿って質問を始めたいと思います。

大問1、津嘉山児童館裏の擁壁補修を。(1)隣接住民より、同所の擁壁が劣化しており危険との指摘を受けております。一部の石積みが崩落し、民有地に流れているようであります。早急な対応をお願ひしたいがどうか。答弁お願ひいたします。言い忘れていました。一括質問一括答弁でお願ひします。(2)同所と隣接住民の土地の間に草木も繁茂しております。擁壁の補修及び草木の伐採も併せてお願ひしたいがどうか。

大問2、雑誌スポンサー制度の導入を。(1)県内、豊見城市、沖縄市において雑誌スポンサー制度を導入しております。同制度については、どのような制度か伺います。(2)本町立図書館において雑誌は約何冊あり、毎月の購入金額を伺います。(3)同制度を活用した場合の企業側及び本町のメリットを伺います。(4)同制度を導入し、蔵書のさらなる充実を図るべきと考えるが、見解を伺います。(5)同制度を導入するに当たって、どのような行政手続が必要か伺います。

大問3、道路等維持管理報告フォーム有効活用を。(1)道路等維持管理報告フォームの運用について伺う。(2)同報告フォーム導入によりこれまでとの違いを伺う。(3)同フォームの導入の周知方法について伺う。

大問4、町道16号線の横断歩道について。(1)津嘉山公園から第二団地向け信号のない横断歩道が数箇所あります。薄暮から夜間にかけて歩行者が見えづらく、

危険との声があります。安全対策について伺います。

(2)信号機のない横断歩道における車の一時停止率は約半数との調査結果があります。2024年日本自動車連盟の調査です。信号の設置には必要条件が多いことから、ドライバーから歩行者の視認性を高めるためにもトライライトポストの導入の検討をお願ひできないか。以上です。答弁お願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1、(1)、(2)は一括で答弁いたします。現場の状況は確認しており、伐採時期、それから工法等の検討を既に行っています。

続きまして質問事項3、(1)についてです。町道の不具合について、発見者がスマートフォンなどからウェブで、いつでも気軽に通報できる仕組みとして、寄せられた内容を確認の上、対応につなげる運用をしています。

(2)です。これまでより不具合の発生場所や概要を早期に把握することができ、効率的で迅速な対応が可能となります。

(3)です。本町ホームページおよび公式LINEを活用し、周知を行っております。

質問事項4、(1)です。ご指摘の箇所については、現在周辺歩道部分に防犯灯を設置しています。また津嘉山公園北側交差点については今後、交差点照明を設置する計画となっております。

(2)です。トライライトポストの導入については、調査研究をしております。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2の(1)についてお答えいたします。スポンサーの方に対象雑誌の年間購入代金をご負担いただく代わりに、事業広告として、その雑誌の最新号カバーの上部にスポンサー名、裏面に全面広告を掲載することができるという制度です。

(2)についてです。令和7年9月10日現在で1,552冊あり、毎月の購入金額は令和7年度、月平均で2万3,531円となっております。

(3)についてです。企業側の主なメリットは、企業のPRが図られ認知度を高めることで、新規顧客の獲得につながる点が挙げられます。本町のメリットとしては経費削減が図られ、図書購入の拡充につながります。

(4)についてです。現在、導入について研究しているところです。

(5)についてです。導入としては、行政手続として事業に関する実施要綱などを整備することが必要となります。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 では、順を追って再質問を行って行きます。現在、津嘉山児童館裏が草木も繁茂し、隣接地の開発が進んでいる中で、なかなか草木の部分、擁壁の部分が壊れているという相談がありました。その中でですね、答弁にもありますが伐採時期や工法等の検討を行っているということですが、まず現場の状況に関しましては確認しているのかどうか、確認をお願いいたします。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまのご質問にお答えいたします。津嘉山児童館裏にあります擁壁及び樹木の状況については、現場に赴いて確認をしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 ありがとうございます。現在、石積みに関してですね、通常、擁壁といっても石積みの擁壁になっておりまして、その部分に関しまして一般的に石積みの耐用年数については約20年から30年というふうに言われているようです。現在、石積みをモルタル注入工法とかいろいろな方法があると思うんですが、擁壁の高さもあるし、安全性を考慮した中でコンクリートの擁壁を希望しますが、どういった工法で行われるのか、もし分かれれば教えていただけますか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 先ほどの答弁と重複しますが、伐採時期や工法等については現在コンサル業者のほうに依頼中のため、明確な時期についてはお答えすることができません。ご理解いただければと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 では今、内容的にはコンサルと調整しながら時期、擁壁の補修については今後事業者と相談しながら進めていくということによろしいでしょうか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん こども課長。

○こども課長 渡久地正貴君 ただいまの質問にお答えいたします。議員がおっしゃるように、工法等も含めてですね、業者さんと相談しながらどういった工法、また伐採時期がいいのかも含めて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 先ほど申し上げましたが、この土地のほうは今開発業務を行っておりまして、その地権者と知り合いの方からも相談がありましたので、そ

ういった時期も含めてですね、今後早めの検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、大問2に行きます。(1)のスポンサー制度の件についてですね、全国の公共図書館などで広く導入されているいい制度であると思っております。まず、本町図書館においてですね、本町図書館の規模で導入するメリットとか、例えば検討した報告があるのか、そういった部分に関して答弁をお願いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 お答えします。以前に、同規模の市町村立の図書館について調査をして研究をしたというところはございました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 調査研究していく中で、導入に対してはどういった形で今後できるかどうか、またさらに研究を行うのか、答弁をお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 調査研究した中で、どうしても規模的に小さいということで、応募する企業がなかったとか、そういったことも聞いております。なので応募する企業がなければ、なかなか厳しいというのが課題であるのかなというふうに認識しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 承知しました。まずは応募要項など作成いただいて、企業募集するということですが、少数の企業でもあれば、この導入については前向きに検討していただけるのか、答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 制度としては、非常にいい制度だというふうに認識しております。導入に向けて、前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 ありがとうございます。それと関連しまして……現在購入している著書などがございまして、現在、月平均2万3,531円、年間にしますと約28万円の部分があると思っております。ちょっと前後しますが、この費用を活用してですね、(4)のさらなる同制度を導入した場合の、蔵書のさらなる充実を図れると考えていると思っております、その辺についてですね、現在蔵書の購入についてはどのような形で行われているか、答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 書籍の購入につい

ては、まず内部職員、課内のほうで、例えばリクエストのある新書の購入とかですね、そういったものを審議して購入しております。ご質問にありますように、そのスポンサー制度で応募した業者さんが雑誌を購入していただいて、浮いた分についてはそういったリクエストのある新書、書籍の購入であるとかに充てられるというふうな認識をしております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 その中で、その購入に当たっては利用者のニーズを酌み取った形になっているのか。例えば同じ方が何回もリクエストしていいのか。それともその辺の規定というのは何かありますか。答弁お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 同じ方の要望は、もちろん理解はしているんですが、同じ方だけの要望を全て購入というのではなくて、県立図書館などを含めた相互貸借という制度もございますが、なかなか相互貸借できないような書籍もございますので、その要望されたリクエストがそういった貸借できないものなのかなども含めて、審議をして購入していきたいというふうに考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 なかなか購入できない書籍というのは、どういったのが当てはまりますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後1時15分）

再開（午後1時15分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 それでは質問を（5）に移ります。まずは同制度を導入するに当たっての行政手続のことですが、実施要綱等の整備があるとありますけれども、まず制度導入についてクリアしなければならない課題とか、どのようなことが考えられるか。答弁のほうをお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 実際に制度、実施要綱などを制定する場合についてですね、応募していただく事業者の業種などもちょっと絡んでくるかなと思います。参考までに、これは沖縄市の実施要綱ではあるんですが、公序良俗に違反するおそれのあるもの、それから風俗営業者またはそれに類するもの。それから民事再生法及び会社更生法によるそういった手続中のものなどが応募できないというふうなことで記載されておりますので、それに類するものだというふうに

認識しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 今の答弁を受けまして、まずメリット側として私のほうで考えているのが、まず広告宣伝費、こちらは図書館利用者をターゲットに費用を抑えて広告を掲載でき、雑誌の読者と一緒に、利用者にピンポイントで情報を与えられる。あとはイメージアップ、図書館を通じた地域貢献活動を通して企業のイメージアップにつながる。それから新規顧客獲得、ターゲット層の利用者に直接的なアピールができ、新規顧客の獲得が期待できる。あとは広告の効果持続。雑誌は繰り返し読まれたり貸したりするため、一度掲載した広告が長期にわたって目に触れる機会があるというのがあります。その中で、先ほどもありました厳格なガイドラインというか、そういった部分を考えていただいて、スポンサー企業の選定、基準、提供できる広告の種類や掲載場所なりについて、こういった明確なガイドラインのほうを策定できれば、対応をすぐできるものなんでしょうか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 野原 学君 大まかな考え方は理解しております。ただガイドラインよりもそういった実施要綱ですね、実際実施に当たる実施要綱の中で対応していくものだというふうに考えておりますので、それを進める場合については、そういったことを踏まえつつ策定していくものだというふうに考えております。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 承知いたしました。まずこの制度を知った理由が、豊見城の図書館へ行きますと、かなり雑誌のほうに企業のスポンサーがついてましたので、南風原町内においてもですね、是非これを取り入れていただけるようよろしくお願いをいたしましてこの質問を終わります。

次に大問3の道路維持管理フォームの活用についてです。まずこの道路維持管理については、道路法に基づき道路管理者が常時良好な状態を保ち、安全で快適な道路交通を確保するために行う巡回、清掃、草刈り、除草、舗装の補修、防護柵の点検、補修などがあります。答弁の内容にありますように、こういったスマートフォンなどで気軽にできるとあるんですけれども、大体これまでに何月から始まって何件ほど問合せがあったか、答弁をお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。こちらのほうの報告フォームですが、7月から導入しました。

今現在の通報の件数は、11件となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 11件とありますけれども、これまでこの制度がない場合は、大体月平均というのは、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。月に何件連絡があったという具体的な数字は、すみません。今、持ち合わせていません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 では、件数ではなく、これまでこういった問合せは電話もしくはメールなどであったかどうか、その辺の答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。道路の維持管理についての要望や問合せ、そういったのは多く毎月寄せられています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 同制度を導入することによって、こういった職員の負担軽減とか、そういった部分は以前と比べていかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。この制度を導入することで、職員のほうの電話対応の件数が減っていくことも、その効果として考えていますので、その分の時間の、電話対応の作業の軽減は図られるというふうに考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 分かりました。一旦、職員に問い合わせがあった中で、例えばガードレールの破損とか道路の破損、そういった部分に関しては私たちはどういった形でこの情報を得ることができますでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後1時22分）

再開（午後1時22分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。こちらのほう、通報があった内容に対してですね、私どもが対応した内容については、ホームページ等で対応の内容のほうを公表していく予定となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 これはホームページだけです。あとLINEとかそういった部分に関しては、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。こちらのほうですね、報告については1件1件の報告では作業量が物すごくなりますので、定期的にですね、まとまった件数がたまったときにでも、ホームページで報告というふうに考えております。今、LINEのほうでの報告というのは、考えてはいない状況です。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 承知いたしました。この質問に関しても、各地域でいろいろ、やはりガードレールの破損だとかカーブミラーの破損、あと道路に穴が開いているとか、そういったのがありますので、本当にこれはいい制度だと思いますので、皆様に周知と、もっともって活用していただいて、職員の負担も減らしながら行っていければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に行きます。夜間の、これはまた町民からの問合せですね。薄暮、それから夕方暗くなった時期から夜間にかけて歩道はありますけれども、なかなかそこを渡るときに車が止まってくれない、もしくは衝突の事故が起こりそうということで問合せがありましたので、この質問をしております。今、対策については交差点に照明を設置する計画とありますけれども、この計画についてはいつから始まるのか。それまでの対応期間というか、どういった形でその安全対策を行っていくか、答弁をお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 中村太一君 お答えします。交差点照明のほうですが、区画整理地内の本部公園線と津嘉山中央線の交差点においては、現計画では将来道路照明のほうがつく計画となっております。現状としては、今、町が管理する防犯灯のほう、この交差点付近にですね、本部公園線に3本、津嘉山中央線に4本、町管理の防犯灯が設置されている状況です。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 じゃあ合計7本つくということですね。その中で、このような安全性は一応担保されるかどうか、いかがでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 中村太一君 すみません。先ほどの質問の追加です。この本部公園線の道路照明の整備については次年度以降ですね、計画していきたいなと思っております。防犯灯についてはですね、以前町のほうで本部公園線と津嘉山中央線、すみません。設置時期は不明なんですけど、設置して、区画整理事業で

はなくてですね、歩道のほうの安全確保ということで設置されております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 失礼しました。そこで提案なんですけれども、まず(2)に移りまして、トライライトポストという信号のない横断歩道や見通しの悪い場所で、薄暮や夜間に歩行者の視認性を高める交通事故を防止するための検知式発光横断支援装置があります。これに関しては、周囲にガードレールがなくてもですね、この現場の一角にガードレールの支柱があれば設置できるとあります。メリットとして購入するとどうなるかということ、まずは日中に太陽光を受けて夜にこれが発光する。維持管理に関しても、特に電気代はかからないと思いますので。ただやっぱり設置代がかなり高額になるというのがデメリットではあるんですけれども。例えばそういった形を道路とかに、反射して、照明みたいなのを設置することは可能でしょうか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 区画下水道課長。

○区画下水道課長 中村太一君 お答えします。これは津嘉山北区画整理地内の今ご質問の交差点についてなんですが、今議員おっしゃるとおり道路についてはですね、費用とか、信号がない横断歩道もこの箇所以外にも多数ありますので、設置についてはいろいろ調査研究、今後もしていく必要があると思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 分かりました。こっちは津嘉山だけではなく南風原町全体ですね、信号がなく横断歩道がある場所がありまして、各地域でこういった部分が発生すると思います。是非導入に向けてですね、調査研究していただき、南風原町内を明るく照らしていただいてですね、夜間も交通事故がないようなまちづくりを進めていきたいと思いますので、是非よろしくお願いたします。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午後1時29分)

再開(午後1時31分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。7番 岡崎 晋議員。

[岡崎 晋議員 登壇]

○7番 岡崎 晋君 7番、岡崎です。よろしくお願

いたします。大きな問いの1と2は質問、答弁、再質問はそれぞれ別途でお願いします。

まず大きな1番です。終活情報登録制度を問う。(1)これはどんな制度か。(2)この制度は非常に有効有益な住民サービスであり、行政に大きな負担なく実施できるものとするがどうか。(3)本町でも是非この行政サービスを実施して欲しいがどうですか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1、(1)についてお答えします。終活情報登録制度は、病気などで意思表示ができなくなったときや死亡したときに、事前に登録した緊急連絡先や葬儀の希望、遺言書・お墓の保管場所などの情報を、親族や関係機関等から照会があった場合に、自治体が本人に代わって開示する制度です。

(2)と(3)は一括で答弁します。終活情報登録制度で意思確認をする内容は重要であると考えております。本町では、南部地区医師会に委託して「私の思いシート」、「わたしのおたすけシート」作成など、本人の意思確認が可能となっております。そのことから、現時点で町単独での導入予定はございません。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。この終活情報登録制度、登録伝達とも言われるようなんですけれども、私はこれ自分が購読している新聞で、最近この制度を知りました。この登録制度を活用して必要な情報などを役場に登録しておいて、その内容、連絡先などを本人が身につけて出歩いたり、あるいは玄関先の見やすいところに掲げておくとか、そういう制度のようです。2番目、3番目の答弁で、南部地区の医師会に委託していると、本町は。それは呼び方が違いますが、私の思いシート、わたしのおたすけシート作成などがございます。そこで聞きたいんですけれども、南部地区医師会に委託しているということですが、それは私たち町民はどのようにして、私はこれ、この答弁書で初めて知りましたが、町民はどのようにしてこのことを知っているんだろうかということ。これは委託しているということですが、有料なのか無料なのか。そして実績はどうなのかということ、まず伺いたいです。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。まず私たちは近隣の6市町で、南部医師会に在宅医療や介護連携推進事業等を委託しております。その中で、やはりわたしのおたすけシートや思いシートというのが必要になったものとしましては、やはり終活だった

りとか、議員がおっしゃられていたとおりご本人の想いを確認しておくということが重要ですので、そういったものを話し合いながら私の思いシートというものを作成しております。それを住民の方がどう知るかというところなんです、町のホームページや南部地区医師会のホームページ等から確認することはできるんですが、実はこの私の思いシートを運用開始したのが今年度の4月というところですので、まだまだ周知は足りていないのかなというふうに感じております。どのように周知をしていくかといいますと、南部地区医師会のほうで委託しております、そちらのほうで例えばケアマネージャーさんだったりとか、高齢者の方と関わる職種の方々、機関とかに、この導入、シートの説明とかを行って、その活用の説明とかを行っております。なので高齢者の方を支援している方へのシートの説明、導入活用の説明を行いながら、住民の方に対しては各字にも講座を設けまして、そういう終活に関するものとか、ご自身の想いを残すような、そういった内容の講座とかも設けておりますので、今年度字の1自治会で実際に実施されております。そのような形で、あとは私たち包括支援センターの役場にいる職員が、実際に関わった方とこのシートの活用について、実際に対面しながら作成していくということもやっておりますので、議員がこのお話のあった終活情報登録制度の中で重要だとされている情報については、このような形で、私どもも今年度から取り組んでいるところですので、これからまた周知、そして活用について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

有料か無料というところですが、その事業自体を南部地区医師会のほうに委託しておりますので、町のほうから負担金という形は支払っておりますが、住民の方がそのシートを活用したりとかするものについては無料でございます。実績についてはこれからですので、まだ実績等はございません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 私、この答弁書をもって南部医師会のホームページをちょっと見たんですが、南部医師会ではなくて、南部医師会の傘下にある別の組織がやっているんじゃないでしょうか。それを確認したいです。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。そうですね、説明不足で申し訳ございませんでした。南部地区医師会に委託しているんですが、そちらのセンターの名称が南部在宅医療介護支援センターという形になっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。南部在宅医療介護支援センターというのがあるようで、それが今年の1月にも、多分職員を対象に研修会をやったようですね。それで本町の65歳以上の一人住まいの世帯というか人数は、把握されていますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。令和6年度南風原町のお一人で暮らしている高齢者の人数は2,269名となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 この制度というか、システムが是非機能して、そうするとまず一番助かるのは本人だと思うんですね、ご本人。そして自治会、あるいは役場の皆さんが助かると思うんですよね。もしもそういう制度を全然活用されてなくて、ある日、突然お一人の方が亡くなったりして、身寄りはいても疎遠になっている方々もいると思うんですよね。そういう方々がこの制度を利用して、必要な情報を登録して、その情報を必要なときにできるだけ早く活用できるという制度だと思うんです。それで南部医師会に委託しているということですが、これを広く町民の皆さんに知っていただきたいんですね、活用していただきたい。それを是非推進して行ってほしいと思うんですが、それはどうお考えですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。議員おっしゃられるとおり、私たちもこの取組、私の思いシート等によってご本人の意思を残していくということは重要だというふうに考えていますので、私たちもどのような形で周知をしたら広く広まっていくかということ、また今後検討して、努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 この制度が、システムが定着していくのであれば、是非ですね、町の広報とか、あるいは自治会のチラシ、ポスターとか、そういったものが有効だと思うんですけれども、そういうお考えはありませんか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 宮良泰子さん お答えいたします。是非広報誌等でも周知できるように努めてまいります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 是非よろしく願いいたします。それでは大きな2番目に行きます。まずこの大きな

2番目の質問を今回取り上げての至った経緯を、手短かに説明いたします。私は、新川の自治会の老人会の一員として、朝の子どもたちの登校見守りに立って、もう8年目に入っています。それで送りの保護者の方々とお話しする機会も少なくありません。今年の5月に新川の自治会で主催した新1年生を祝う会、それにですね、北丘小学校の校長先生をお招きしました。初めて。そうしたら上原校長先生、快く駆けつけてくださいました。その機会に、保護者たちから耳にしていた北丘小学校の学校施設などについて、その校長にお話を聞いて、是非現場を見せさせていただきたいとお願いしました。そして去る夏休みに現場も案内していただいて、見させていただきました。それを踏まえて質問させていただきます。2、学校の環境整備を問う。(1) 建築43年目の北丘小学校施設の不具合状況を把握しているか。(2) 現場からの改善要望事項には速やかに対処すべきものが多いが、それらをどうするか。(3) 「南風原町学校施設等長寿命化計画」は、何の技術的根拠等を基にいつ策定されたか。(4) この計画によれば、北丘小学校と南星中学校の校舎は何年後に改築するのか。(5) 直近では建築後何年の校舎をいつ改築したか。(6) 学びの公平の観点からも、北丘小学校の校舎改築が急務だと考えるがどうですか。(7) 本町の学校に産業医が選任されていないが、それはなぜで、いつから選任されていないか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2の(1)についてお答えいたします。学校施設に不具合が生じた際には、学校長からの報告により、不具合の状況を把握しております。

(2) についてです。改善要望があった場合は、担当者が現場を確認した上で、緊急性などを判断し対処しております。

(3) についてです。文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」などにに基づき、令和3年に策定いたしました。

(4) についてです。現計画では、令和7年度に南星中学校の耐力度調査を行い、大規模改修や改築の検討を行う計画でしたが、計画の見直しを行い、現在取り組んでいる状況です。北丘小学校の改築については、現計画での検討に含まれておりません。

(5) についてです。平成18年に建築後31年の南風原中学校の校舎を改築しております。

(6) です。学校施設については、児童生徒増などによる緊急対応もあることから、総合的な優先順位を検討し、計画的に学校施設の整備を進めてまいります。

(7) についてです。令和6年度まで契約していた産業医から、契約更新しない旨申し出があり、令和7年4月1日以降、産業医が不在となっております。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。(1)の答弁で、学校施設に不具合が生じた際には学校長からの報告により不具合の状況を把握しておりますと。

(2) では、改善要望があった場合には担当者が現場を確認した上で、緊急性など判断し対処しておりますという答弁です。北丘小学校のことについて伺っておりますので、学校長からの要望が届いていると思うんですけども、不具合などは確認して把握しているという理解でよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。ただいまの質問ですが、学校長から不具合箇所について申出がある場合は、施設担当が現場を確認し判断しております。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午後1時50分)

再開 (午後1時50分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 北丘小の不具合箇所について確認し、把握しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 不具合という言葉を使っておりますけれども、不備な点というふうに理解していいかと思うんですが、北丘小の学校運営委員会ですか、会議でも共有されているようですが、要望事項など。その計15項目が出されていると思います。その中で幾つかを具体的に確認していきたいと思うんですけども、現場からは子どもたち優先にして、職員たちのことは後ろのほうに挙げられているんですけども、11番目に挙げられている……。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午後1時51分)

再開 (午後1時52分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 要望事項は確認されていることですので、その中の幾つかを確認したいのですが、教職員のロッカーの改善の要望も来ておりますか。そして雨の日の廊下の、あるいは湿気の高い日には先生たちが段ボールを敷かないと子どもたちが滑って危険だから、雨の日や湿気の高い日には段ボールを敷いて対処している。あるいは靴箱が小さいために、子ど

もたちが登校時に雨の日でもなかなか雨靴を履いていけない、雨靴を収められるところがないので、あるいは傘立てがないので子どもたちがそれで困っているとか、もう1つ最後に、にこにこ坂についてはこれまでほかの議員からも取り上げてきましたけれども、上っていく、下りのあの歩道があまりにも狭すぎて歩道から子どもたちがはみ出しています。そのにこにこ坂の改善してほしいという要望などが来ていますが、それは把握されておりますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○教育部長 与那嶺秀勝君 お答えします。北丘小学校校長名で、岡崎議員おっしゃる要望書は届いております。それを担当者含め課長も現場を確認しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 私は以前この席で、子どもたちが楽しく学校生活を過ごすためには、子どもたちが先生を好きになるのが一番だと。そのためには、その先生がお元気でいてほしい。しかし、今私が触れた、男子の職員、あるいは女子教職員のロッカーも見せていただきました。ロッカーが足りない、換気ができていない。今年3月に離任された校長先生置き土産に、除湿器を寄贈して下さったというようなロッカールームです。女子教職員は妊娠の方もいらっしゃるし、あるいは生理の方もいらっしゃるでしょう。そういう先生方が、職員方が横になれる場所がない。医務室というんですか、そこを仕方なく使うことがあると言っていました。あのロッカールームは非常に、本当に厳しいところだなと思いました。産業医のところでも触れますけれども、先生たちに是非元気で毎日頑張っていたきたい、いろんな多忙の中でね。そのためには環境整備が必要だと思うんです。それを今回取り上げているんですけれども、今回出された、北丘小学校から出された改善要望の中で、今、私が触れたロッカールームとかにこにこ坂、そういうこと、学校の環境整備として、そういうところを皆さんは今どうお考えになっていますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○教育部長 与那嶺秀勝君 お答えします。学校長とのその、改善要望等出された経緯も含めて、学校長とですね、こういった意見交換、そういった情報を共有しながらですね、改善すべき箇所については速やかに改善して、学校環境の整備に努めてまいります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。是非お

願いいたします。それで現場調査などは、もう全部終わったんでしょうか。それとも追加調査の、あるいはヒアリングなどの予定はございますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。今後、調査及び学校側と確認を行って対応を検討させていただきます。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 ありがとうございます。是非お願いいたします。

それでは(3)です。南風原町学校施設等長寿命化計画は、何の技術的根拠を基にって聞きました。いつ作成されたのか。答弁は、文部科学省が作成した学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き等に基づき、令和3年に策定したと。ここで私が是非知りたいのは、ここに書いた技術的根拠、その建物がどのようにして、後で触れますけれども、すみません。皆さん、ホームページで南風原町学校施設等長寿命化計画というのがありますので、それを最初で言えばよかったです、開いていただければありがたいです。南風原町学校施設等長寿命化計画ですね、その中に詳しく示されていますので、それを基にして質問していきますので。今聞いた技術的根拠は、何なのかということ伺いたいです。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩(午後2時00分)

再開(午後2時01分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。議員ご質問のありました学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書、こちらに評価基準、健全度等の算定に関する考え方等がありましたので、そちらに基づいて本町では評価を行いました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 すみません。今の答弁、ちょっと私には理解できません。何の技術的な根拠と聞いているんですけれども。この計画書の13ページとか15ページにですね、学校施設は最長で80年持たせると、平成3年度に策定されたこの計画では、学校校舎は80年持たせるという計画になってます。なぜ80年なのかということ、技術的根拠は何かと聞いてるんですけれども。それはちょっと私には、すみませんけれども課長の答弁では、私には理解できなかったんですね。1ページにもありますように、この令和3年度に策定された計画は10年計画となっています。1の2、計画期間10年間。北丘小学校は建築43年目に入ってます。43年目。

それで13ページとか15ページに示しているように、これを80年間持たせるとしたら、あと何年たつんだろうと。あと37年間。南星中学校の場合には、あと42年間たつたら80年になります。そういうことを含めて、何の技術的根拠があるのかなということを知りたいんですけども、この計画、南風原町学校施設等長寿命化計画、これは今後10年間、もう既に4年半たちました。あと5年半です。この残りの5年半で各学校の施設をどうするかを調査研究していくという理解でよろしいですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 今、議員のおっしゃっている部分についてはですね、学校だけではなくて公共施設等の建物等について、以前のように建て替えを中心にするという考え方から、維持補修をしながらですね、しっかり使っていくというふうな考え方に変わりました。コンクリート構造物等々については、80年耐用年数があるというふうなことが国のほうでうたわれておりまして、それを先ほど議員がおっしゃっている、この計画書の中でもうたっているんですけども、公共施設についてはおおむねコンクリート構造物なのか木造なのか、その構造によって耐用年数を定めて、その耐用年数いっぱいを使えるようにするというふうなのがこの本来の計画の目的です。なので、我々のほうがオリジナルで、この何十年持たすというふうなことをつくったということではなくて、文科省が定めた指針に基づいて、その指針の中でやっているこういう計画、こういう見方で、この基準をもって調査しなさいというふうなのが書かれています。その基準をもって我々が計画したのが今回の計画書であるということです。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 この計画の存在は、私は不勉強ながら今回初めて北丘小学校の校長にお会いしたときに、この計画の存在は初めて知りました。今、教育長の答弁、ちょっと置いておいて、北丘小学校43年目、南星中学校38年目。そうすると(6)のところでも答弁されてますが、総合的な優先順位を検討し計画的に学校施設の整備を進めてまいります。それは、さっき少し触れましたけれども、今後5年と6か月の間に見えてくるということでしょうか。どこの学校の校舎は改修にする、どこは改築しないんだと。それは、今後5年半の中で検討され、計画が立てられるということでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○教育部長 与那嶺秀勝君 お答えします。議員おっしゃられている長寿命化計画に基づいて私たちは計画

的にこういった改修、改善等はやっていくという計画になっています。今回、南星中のほうが令和7年度のほうでちょっと体力度調査を予定していましたが、少し計画がずれてですね、また見直しが必要だなということで、今計画を見直す取組をしているところです。ですから、基本的には長寿命化計画に基づいて、計画的に改修、改善等を行っていくというふうな計画となっています。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 教育部長は今、南星中についてお答えになりましたけれども、北丘小についても、私が先ほどから聞いている今後5年半以内に次はどうするかを調査、検討、計画していくということですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○教育部長 与那嶺秀勝君 先ほど答弁した内容の中に、北丘小学校はこの計画に含まれていませんという内容の内容は、平成25年、平成26年、平成27年、3年間をかけて北丘小学校のほうは大規模改造をしています。ですので今回、この長寿命化計画の中ではこの内容はうたっていません。今後、施設等の今言った不具合、そういった修繕等があった場合には、速やかに私たちはこういった修繕を通して教育環境の整備に努めていきたいということの考えです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 先ほど教育部長がおっしゃった3年間で大規模改造をやると。それに当たっては、私が複数の方から耳にしたのは、当時は改修、改造じゃなくても建て替えたほうがいいんじゃないかという提案だったというのを聞きました。それがですね、(5)で聞きましたが、直近ではどこの校舎をいつ改築したかと。答弁は、平成18年に建築後31年の南風原中学校の校舎を改築したという答弁です。計画の15ページにもあるように、これまで30年サイクル、40年サイクルというふうな建物が建て直されてきたんですけども、それが15ページのほうでは、13ページでは60年から80年というふうに一気に延びてきました。それを私は、この計画の存在を知って、改めて読み通してびっくりするわけですね。今まで30年、40年で建て替えていた学校の校舎を60年、80年持たせるんだと。それで聞きたいんですけども、この80年持たせたいという建物は、学校の校舎はいつ建てたものから該当するのか。北丘小のように、40年たった建物もあと37年持たせるのか。南星中学校のように、あと四十数年持たせるのか。いつ建てた建物を基準に考えているんですか、80年の長寿命化計画というのは。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○**教育部長 与那嶺秀勝君** お答えします。昭和57年に建築基準法が改正された後の建物について、今80年というふうに私は認識しております。建築基準法の改正された昭和57年以降の建物につきまして80年の……、すみません。60年以上の建物だというふうに考えております。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 7番 岡崎 晋議員。

○**7番 岡崎 晋君** この計画の11ページに調査結果の一覧表がありますがけれども、北丘小学校は昭和57年、南星中学校は昭和62年。北丘小学校も南星中学校も該当すると、その80年まで延命化することに該当するという理解でいいですか。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 教育部長。

○**教育部長 与那嶺秀勝君** はい。議員おっしゃるとおりです。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 7番 岡崎 晋議員。

○**7番 岡崎 晋君** 現実的ではないと思うんですね。現実的でない計画を策定してしまったんじゃないのかなど、文科省からの指針ではあったにしても、まずなぜ60年から80年というふうに、例えば私たち南風原町からいけば、なぜこれだけ、改築すると……、80年持たせれば改築するよりも6割の費用で済むと、改築の、そういうふうになっていきますね、この計画の中で。南風原町はなぜ、指針にあったと思うんですけれども、お上の。この80年という計画を策定するに当たって、まず文科省から言われたからつくったのか、この計画を。それともその必要性があって、皆さんも必要だと思って、そういう計画が必要だと思って策定されたのか。どちらでしょうか。まずその策定された、延ばそうというその理由をまず伺いたいです。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 休憩します。

休憩（午後2時15分）

再開（午後2時16分）

○**議長 赤嶺奈津江さん** 再開します。教育部長。

○**教育部長 与那嶺秀勝君** お答えします。国のインフラ長寿命化基本計画、これに基づいて町のほうで、地方公共団体のほうで公共施設等総合管理計画を策定するように義務づけられました。その中で個別的に、各町内の公共施設は全て個別計画で、また計画を策定することでより長寿命化を図るということの計画となっています。以上です。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 7番 岡崎 晋議員。

○**7番 岡崎 晋君** (6)のところで私が、学びの公平の観点からもというふうに書き述べています。この学びの公平の観点という私のこの言葉は、皆さんどう受け止めておられますか。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 教育部長。

○**教育部長 与那嶺秀勝君** お答えします。本町の児童生徒が等しく教育環境の中で、公平の学びを受けられるような教育環境を整備するという形で考えています。以上です。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 7番 岡崎 晋議員。

○**7番 岡崎 晋君** ありがとうございます。まさに教育部長おっしゃるとおりだと思います。そういう観点から見ると、じゃあ北丘小学校の子どもたち、あるいは先生方は公平な環境で学ぶことができたか、できているか、できていくか。その視点で私は質問しているんですね。南風原中学校は31年の建物を建て替えた。その前には津嘉山小学校もやったと思います。この計画は、あくまでも財政的なことが全面にあって、そこで学ぶ、そこで働く人たちのことは置き去りにされている、私はそう思うんですね。雨の日でも雨靴を履いて行けないとか、学校給食、昼食時には牛乳を遠い動線を運ばなきゃいけないとか、限られた昼食時間の間なのに、牛乳を運ぶのに遠い動線を運ばなきゃいけないとか、いろんな現場にとって困ることが多々あるんですね。それを平成25年、3年間大改造したということですが、それはどういう改造を幾らかけてやったんですか。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 教育総務課長。

○**教育総務課長 桃原 忍君** お答えします。平成25年度、平成26年度、平成27年度の大規模改造において、総事業費は8億1,789万2,000円の事業を行いました。こういった事業かというご質問でしたので、主に防水シール工事、そして外壁のひび割れの補修工事、建具等の補修工事、次に内部塗装、防虫処理、あと天井仕上げ、床の塩ビシートへの貼り替え、あとフローリング等の交換、あとは壁・床のタイル交換、あとトイレのタイル交換、畳の貼り替え、トイレの便器等の事業を行いました。以上です。

○**議長 赤嶺奈津江さん** 7番 岡崎 晋議員。

○**7番 岡崎 晋君** それらの改修工事を8億円かけてやったということですね。それから10年余りたつて、今回9月3日だと思いますけれども要望書が届いていると思うんです。あの要望書の中に、私は触れようとしたんですけれども、学びの公平。私は今後機会を得て、ほかの学校も是非見て回りたいと思っているんですけれども、43年たった建物を現時点では、あくまでも長寿命化で行くんだという答弁だと受け止めてますので、それは本当ですかと。まさかそれはできないでしょうというのが私の質問の趣旨なんですけれども。この計画の10年間という計画ですけれども、その10年

以後はどうなるのでしょうか。先ほど聞いたように、今後あと5年半の中で改修、改造して80年持たせるといふ計画ができるのか。あるいは、もしかしたらそれまでに改築ということも出てくるのか。どうでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。議員おっしゃるとおり、この今現在の南風原町学校施設等長寿命化計画が令和3年度からの10年計画となっておりますので、この10年計画の期間が終了後は、また新たに計画書を策定し、その中でこの学校の改築等が必要かどうかというのは調査検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 改築が必要かどうかの検討は、じゃあ5年半以後というふうに私は今受け止められたんですけども、そのとおりでですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 はい。議員おっしゃるとおりです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 北丘小学校の環境整備について触れてますけれども、先ほども話したように、にこにこ坂、本当にあそこの整備についてこれまでもここでのほかの議員も取り上げられましたけれども、その当時の教育長の答弁は、我が南風原町はてくてく登校を推進している、登下校を推進しているということで、それは全く取り上げられなかったんですけども。てくてく登校をするに当たっても、あのにこにこ坂は危険なんです。是非そのことは忘れないでいただきたいと思います。

最後に、産業医が今年4月から不在と。その産業医が更新を希望しなかったからということでしたが、なぜ更新を希望しなかったのでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 ただいまの質問にお答えいたします。更新しなかった理由といたしましては、産業医の職場退職によるものです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 それで今現在は、どんな状況ですか。そして沖縄県での産業医の配置状況、あるいは全国の配置状況は把握されていますか。

○議長 赤嶺奈津江さん 学校教育課長。

○学校教育課長 玉那覇和彦君 ただいまの質問にお答えいたします。ちょっと今不在となっておりますので、ただいま後任の人選のほうを急いでいる段階でご

ざいます。県内の状況ですが、県内では18市町村の教育委員会が産業医のほうを配置しております。以上です。

失礼しました。全国のほうの人数のほうは把握しておりません。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 沖縄県教育庁の働き方改革推進課が令和3年に公表しています。産業医の選任についてですね。沖縄県では小学校が47.2%、全国では80.6%、中学校で45.9%、全国では84.9%。現状をどう捉えて、今探しているということですが、先ほど話したように先生方に元気でいてほしい。産業医に相談せずに、個人で病院に行くという先生もいらっしゃいます。でも、今産業医がないということ自体、教育長は今どうお考えですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 議員のアンケートというんですかね、その統計のときには南風原町にも産業医はいたというふうに認識しています。産業医がない現状についてはですね、我々がぼーっとしているわけではなくてですね、一生懸命我が教育委員会でも産業医を探しているんです。しかし産業医をなかなか了解していただくとか、非常に産業医不足というふうなことで、見つからないというのが現状でして、我々も非常に学校に申し訳ないなということで、今一生懸命探しているところです。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 産業医が選任されていない現状で、現場ではどういう影響が出ているというふうに理解しますか、教育長。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 直接的にですね、産業医がすぐいかなかったから、何かの影響が出るというふうなことは出てないというふうに考えてます。産業医に代わるものとして、我々のほうもいろいろ動いてますし、我々の産業医だけではなくて、別の形を取って先生たちには対応していただくと。通常、メンタル的な部分で先生たちのよりどころになるために、それから働く場所としての相談をする場所としてのよりどころとなるようにということで産業医は準備されているとは思いますが、毎日産業医が現場と話し合いをするというふうな状況でないことは、議員さんたちも知っているとおりでと思います。産業医がないということで、先生たちにプレッシャーがあるということは我々も重々承知してますので、一日も早くですね、産業医が見つかるように我々は努力したいというふうなこと

で今考えています。

○議長 赤嶺奈津江さん 7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 産業医が十分に活用されていないという事例はあると思うんですけども、いないということ自体が問題だと思しますので、先生たちに是非元気でいてほしいという思いでお願いしていますので、是非早いうちに選任をお願いします。以上で終わります。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後2時29分）

再開（午後2時39分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。15番 知念富信議員。

〔知念富信議員 登壇〕

○15番 知念富信君 では通告書に従いまして、3点質問をいたしたいと思います。

まず大きな1点、赤嶺町長3期目出馬をということで（1）城間町政20年を引継ぎ2期8年間で国保の赤字問題、待機児童全国ワーストの解消など諸問題を解決し、人口も増えて4万人を超え、南風原町は住みこち沖縄県で2位から3位と高く評価され、町民の福祉や社会の利便性が大きく進展してきました。今後の町づくりの施策、財政の確立などで町長の継続を多くの町民から寄せられています。赤嶺町長の3期目出馬を要請したいと思いますが、見解を伺います。（2）町体育館建設、下水道インフラ整備、土地区画整理事業等、南風原町の今後の課題を伺います。

大きい2問、アレルギー給食棟の設置をということで、（1）アレルギーの分類とそれぞれの人数を伺う。

（2）アレルギーを持つ生徒の親の負担、学校給食の公平性等、アレルギー対応に対処すべきではないか伺う。（3）仮施設でアレルギー対応の給食棟を設置できないか伺う。（4）学校給食摂取基準に適合しているか伺う。

大きな3問、体育館にエアコン設置できないか。（1）全国で体育館に防災対応としてエアコン設置が進んでいる。町は防災時の避難所、生徒の熱中症防止にエアコン設置の考えはあるか伺う。以上、3点でございます。よろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまの知念富信議員のご質問にお答えをいたします。質問事項1、（1）でございますけれども、皆さんご承知のとおり私の任期も残す

ところ約7か月となりました。ご質問にありますように高い評価、そして町民皆さんから寄せられたご期待に感謝を申しあげる次第でございます。私といたしましては、2期目の出馬に際して町民の皆さんにお約束をしました公約の実現こそが、今の私に課せられた責務だとの認識の下、残された期間を全力で取り組む決意でございます。なお、今後のことにつきましては、家族や後援会の皆さんと相談しながら判断をしてみたいと考えております。あとのご質問に関しましては、副町長以下、担当の者が答弁をいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 副町長。

○副町長 新垣吉紀君 質問事項1の（2）についてです。今後のインフラ整備の課題として、事業に対する地権者のご理解、それから用地取得の促進、また事業費に対する国庫補助金の確保、さらに物価や人件費高騰による義務的経費の増大等が挙げられます。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 質問事項2のアレルギーについてです。（1）についてです。文部科学省が定める学校給食における食物アレルギー28品目中、表示義務のある8品目の人数については、卵74人、乳55人、小麦10人、落花生44人、えび91人、そば5人、かに57人、くるみゼロとなっております。

（2）についてです。現在の共同調理場は、アレルギー除去食を調理できる設備ではないことから、アレルギー詳細献立表を提供するとともに、アレルギーにより食することができない牛乳等の給食代については、減額等により当該保護者の軽減対応を行っております。

（3）についてです。現在本町では、食物アレルギー対応の給食としての「除去食対応」や「代替食対応」などの研究が進んでおらず、食物アレルギーへの対応方法や取り組み方について、また、実施する場合に必要な施設規模などの研究から行っていきたいと考えています。

（4）についてです。本町が提供している学校給食は、学校給食法に基づく学校給食摂取基準を満たしております。

質問事項3の（1）についてです。小中学校体育館へのエアコン導入については、令和8年度以降に検討してまいります。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 ありがとうございます。では再質問に行きたいと思っております。まず町長にですね、残り任期もう7か月ということになっておりますけれども、残された期間、また公約の実現に向けて取り組むという感じの答弁をいただいておりますけれども、今

までの公約の達成、また事業の進行中などを伺いたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 知念富信議員のご質問にお答えいたします。これまでの公約の成果についてというふうなご質問でございますけれども、基本的には議員がご質問の中でございましたように1期目、2期目、大体同じ公約引き継いできた経緯がございますので、その件に関しましては一定の評価をいたしております。ただ2期目から本格的に芽出しをいたしました町民体育館、それからまた照屋地区の土地利用の転換ということで組合施工の区画整理事業、それから神里地区の土地利用の見直しですね、その辺りがなかなか進捗しておりませんので、非常に気になっているところでございます。その件に関しましては、是非とも今後も取り組んでいかんといかんと思っておりますので、先ほど答弁いたしましたように、今現在では次の3期目どうしようかというふうな部分まではですね、なかなかこの考えが回らないというふうな状況でございます。先ほども答弁しましたように、今現在ではもう取り組んでいる事業の進捗に全力投球していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 ありがとうございます。今、まさに大きな町長の公約の一番目玉事業でありました町民体育館をやっぱり完成がまだまだ先のほうになっておりますので、これはやっぱりどうしても町長が手がけて完成まで見届けるというぐらいのやっぱり気概がないとですね、なかなか物事は進んでいかないと思っておりますので、次の人にまたバトンタッチしても、これがどうなるか分からない状況がありますのでね、是非その辺りを含めて次期頑張ってもらいたいという感じは思っておりますけれども。残り本当に7か月、町民からも本当に3期目の出馬の話が結構いろんなところでありまして、本町に町長、3期目頑張っただけないかなという感じで思っているところでありますけれども、後援会からの要請とかはありますか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。後援会からは、正式な要請というふうなのはございませんですけれども、後援会長からは個人的に、相談もしたものですから、後援会長からは是非頑張りなさいというふうな言葉はいただいておりますけれども、今後地元の地域の皆さんの、関係者の皆さん、あるいはまた後援会の皆さんとも相談をしながら考えて

いきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 ありがとうございます。7か月と言いますけれども、本当に任期がもう迫っている状況でありますので、やっぱり町民からも関心が高くてですね、また周りの市町村でもほとんど改選時期に当たっていますので、その話が出るんですよ。その中で、南風原町はまだ全然態度を表明されておりませんので、周りからも南風原町はどうなっているのという感じの問合せが多々ある状況がありましてですね、やっぱりこれは何としても町長はあと1期頑張ってもらいたいなという感じがありまして、質問に取り上げた次第でありますけれども。今日のところは熟慮して、来るべき時期に発表したいという感じでありましてけれども、12月議会までには、あと残り本当にもう何か月しかありませんので、それまでにはやっぱりちゃんとした答弁をやってほしいと思っておりますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。今も、夜も寝られないぐらい真剣に考えているところでございますけれども、それはなるべく短いほうがいいですので、早い時期に判断をしまいたいと。ただ相談相手がいるものですから、その辺りをまたご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 赤嶺町長、よろしく申し上げます。1番は終わりました、2番に行きたいと思っております。

先ほど答弁しましたけれども、町長の公約の中の本当に目玉事業である町民体育館、これが完成がまだちょっと先になっておりますけれども、これは令和何年度完成という感じの予定をされていますか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。完成時期については、今現在スケジュールを見直ししていますので、完成時期のほうもまだ決定していないということで、完成時期のほうはいつという具体的なところは、ちょっと今回答えできないというところです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 町長は、これ公約なんですよ。これが完成しないと、本人辞められないよ。2期、3期、次3期目。4期目まで行ったらどうしますか。もうちょっと早めに完成させんといかんじゃないですか。

何年度完成という形は、まだ謳えないという感じでしょうか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 答ええます。現在、用地取得に取り組んでいる状況ということと、また財政的などころも鑑みながらちょっと検討を進めないといけないので、現在完成時期というのは回答できないというところですよ。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 町長、今の答弁のとおりまだ先になりそうですから、是非頑張ってもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。1番は終わりたいと思います。

2番のアレルギー給食棟の設置をとということでやっておりますけれども、答弁がですね、学校給食における食物アレルギー28品目中表示義務のある8品目という感じでありまして、今それにゴマも加えて9品目になっているという感じが、私の情報では入っておりますけれども。その中で卵74名、乳は55名、小麦10名という感じでいろいろありますけれども、これは例えば父母にアンケートをやって、その実績なんですか。それとも学校で提供して、その生徒がいたという実績ですか。どちらですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 答ええます。この人数については、学校から確認を行いまして集計した数値となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 普通、アレルギー対応のやっている給食センター辺りからすれば3品目がメインであるんですよ。卵、乳製品、それに小麦、この3品目を除いた形のこういった給食を提供しているのがメインでありまして、甲殻類とかほとんどもう、結構対象多いんじゃないですか。今實際上、エビは91名とかカニが57名とかですよ。これを給食で提供するということは、これだけアレルギーが発生する率が高いと思うんですけども、そういうのを提供されていたんですか。これ実績ですか。お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後2時56分）

再開（午後2時56分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 答えいたします。こちらの人数は、保護者が申し出た人数となっております、その人数を確認した集計となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 これはアンケートを出して保護者が、うちの子はカニは駄目ですよとか、エビは駄目ですよ、そういう実績ですよ。学校が給食で提供して、これだけ出ているといたら、ちょっと考えがおかしいんじゃないかと自分で思ったんですけども、普通はアレルギーはやっぱり3品が、やっぱり卵、乳製品、小麦、この3食がやっぱりメインの、パンとかいろいろありますのでね、そのための品目が各アレルギー対応やっているところは、ほとんどこれに準じて、それに代わる物をつくっているんですよ、これに代わるやつを。それで今この報告あったので、何でかなと思ってちょっとびっくりしたんですけども。今、例えば卵製品とか分からんで出しました。子どもが学校給食を食べてアナフィラキシー症候群、それになった場合エピペンが必要ですよ。それは学校で対処されていると思いますけれども、それって年間何名ぐらいがその対象者なっていますかね、わかりますかね。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 答えいたします。今現在、小中学校においてエピペンを処方されている児童というのが21名いるということで把握しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 やっぱり子どもたちにとっても分からない状況で食べたら、アレルギーがあったという感じで、それをエピペンで対応するという形では21名もいらっしゃるわけですよ。やっぱり毎年毎年そういう子どもたちは出てくると思いますので、気を遣ってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ2番に行きたいと思いますが、共同調理場を何とかできないかなという感じでやっておりますけれども、今、保護者にはアレルギー詳細献立表を毎月渡しているという感じで、親のほうでそれを対処していろいろと弁当を持たせたりという感じであると思いますけれども、弁当を持参しない子どもたちもいますかね。どうですかね。例えばこの献立表に、うちの子はアレルギーがあると、これに代わった弁当を持たず形になりますよね。じゃなければそのまま一品抜く形になりますよね。例えばアレルギー、卵料理が出ます、献立出ますよとなった場合、これを除いた形で、別のちょっと少ない料理を食べている状況ですか。それとも親が、子どもに対して弁当を持たずと、そういう感じの対応でやっているんですか。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 答えいたします。詳しい情報については、細かく確認はしてないんですが、

児童と保護者のほうで確認して弁当を持参したりとか、あとはアレルギー品目が入っている場合は、これを食べないとか、これを除いてという判断をしているということでご伺っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 分かりました。牛乳に対しては、軽減していると。料金から引いているよという感じの答弁があるような感じしますけれども、これでよろしいですか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。議員おっしゃるとおりです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育部長。

○教育部長 与那嶺秀勝君 すみません。課長の答弁に追加します。アレルギー等の理由によって減額しているのは牛乳を受けることができない、1点目。2点目に主食であるご飯、パン類を受け取ることができない。3つ目にあとおかずですね、主菜、副菜、デザート等が食べれないという子については減額という、申出があれば減額をしているところです。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 (3)に行きたいと思います。仮設施設でアレルギー対応の給食棟を設置できないかという感じで伺っておりますけれども、私たち議員、所管事務でですね、福岡県の粕屋町の学校給食共同調理場の調査に伺いました。そこは令和5年度で一日約5,300食を提供しているという感じの施設でありましたけれども、南風原町は6,000食でありますので、やや近い状態でありますけれども、アレルギー対応の施設を確保されて、職員は4名から5名で採用しているという感じの回答をもらっております。アレルギー対応に対しては3種類の食物アレルギーの対応食を調理していますという感じで、卵除去、乳除去、9種類の卵、乳、小麦、エビ、カニ、ソバ、落花生、クルミ、ゴマを除いた形でやっていると。その中で個人ごとに専用容器に入れて渡しているということでありました。そういう形で、南風原町でもやっぱりアレルギー対応に関して、何とか親の負担を軽減したいなという感じがありまして、やっぱりプレハブでもいいから、何でもいから、とにかく職員四、五人ぐらひは町が委託している状況ありますので、そこに委託すればですね、何とかできるんじゃないかと。今、給食センターも2年ぐらい前には新しくつくると感じの計画をされていましたが、現在はもう6,000食がぎりぎりの満たない状況がありますので、長寿命化で、何とか今のセンターでやりたいという感じは答弁もらっていま

すので、当分の間、新しく造るまで10年以上かかると思いますが、その間だけでもやっぱりプレハブでもいいから、何でもいから、その施設でやっぱりアレルギー対応できないかという感じは、私思っているとあります。是非これはやっぱり親の負担を軽くするためにも、やっぱり皆さんが踏ん張って是非造ってほしいなと思っておりますけれども、答弁、町長ですか、教育長、答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育長。

○教育長 金城郡浩君 ありがとうございます。議員さんがおっしゃるようになりますね、町長を含めて保護者の負担は減らしたいというふうなのは同じ思いでございます。ただ今現在はですね、給食センターの人間のほうについても委託ということで、新しく働く環境を変えました。今後、アレルギーの除去食なのか、代替食なのか、その辺どこまでできるのかというふうなことも、こちらのほうで研究しながらですね、どこまで対応できるかということの研究していくのがまず先かなというふうに考えています。基本的には、保護者の負担を少しでも軽減できればなというふうなことは同じ思いですので、少しその辺の研究を先に進めさせていただきたいと思っております。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 教育長、ひとつよろしく申し上げます。

(4)に行きたいと思っております。学校給食の摂取基準に適合しているかという感じで伺いましたが、これは前に新聞で載っておりますけれども、本町の学校給食に基づく給食摂取基準は満たしているという感じで答弁をされておりますけれども、国の学校給食摂取基準13項目のうち小学校では4項目が下回っている。中学校で8項目下回ったという感じの報道がありました。この下回った品目はですね、どういう品目ですか分かりますか。答弁をお願いしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩 (午後3時07分)

再開 (午後3時07分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。こちらの各栄養素ごとにですね、どこが満たしていたか満たしていなかったのかということについては把握してないんですが、こちらの今回の質問の新聞記事につきましては、基本的に給食調理場で調理を行って提供した時点の栄養素、こちらのほうが一般的には栄養素が足りているかどうかというふうに見る項目になっているんですが、今回の新聞報道にありましたものは新聞記事

にも書いてあったんですが、この調査は提供時点の栄養素から残った給食は除き、実際に児童が摂取した栄養素だけを集計して出してますということで、提供した栄養素の値ではないというふうに注意書きも書いておりました。ということで、基本的には繰り返しになるんですが、給食を調理して提供時点の栄養素が満たしているかどうかなんですが、この新聞報道では食べ残した分を引いた後のというふうになっているので、実質食べ残しがあるとこの栄養素が満たないという形になりますので、多くの項目で栄養素が満たなかったのかなというところが想像できる場所です。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 そういうことになれば、南風原町は満たしていると。沖縄県においてはちょっと分かりませんが、南風原町に関しては満たしているよという感じの答弁でいいわけですね。はい、分かりました。

大きな3間に行きたいと思います。体育館にエアコン設置できないかという感じで質問をいたしました。小中学校の体育館エアコン導入については、令和8年以降に検討していきますという感じの答弁をもらっておりますけれども、全国の公立小中学校の体育館の空調導入率が22.7%、これは5月時点でありますけれども、東京都が88.3%、沖縄県は2.1%導入されているという感じの報道がありました。南部地域で学校にエアコン導入を計画されているところもあるということで話を伺っておりますけれども、そういう自治体は何箇所ぐらいありますか。分かる範囲でお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。令和8年度以降にこの事業を実施予定と伺っているのは、南城市のほうで実施予定ということで情報を得ております。また那覇のほうも検討中ということでの情報は伺っていますが、実際にはまだ決まっていないのではないかとこのように認識しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 このエアコン設置でありますけれども、これはやっぱりエアコン導入するに当たり、補助金メニューだと思っておりますけれども、やっぱり防災の観点なのか、それとも熱中症の観点なのか。防災関係だったら南風原町でも1か所でいいか、1か所とか2か所で、例えば南風原中学校校区、南星中学校校区で、2か所でいいのかというのはやっぱり議論されるべきところがあると思っておりますけれども。熱中症となったら、また各小中学校全ての体育館が該当する

という感じになっておりますけれども。これはやっぱりエアコンを導入するに当たり、例えば何箇所なのか、小中学校全てを対象にするのか。その辺りはどういう感じで思っていますか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 教育総務課長。

○教育総務課長 桃原 忍君 お答えいたします。議員ご指摘のとおりですね、この補助事業自体が防災とか、あとは避難所に指定されているということが条件というふうになっておりますので、避難所であるからには、例えば一つの小学校だけで事業を実施することが、例えば本当にいいことなのかどうかということ、複数やるのか、全部やるのかということも含めて、今後検討する必要があると認識しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 やっぱり補助メニューの中で精査して、どういうふうに対応するかということは、これから検討されるという感じでいいわけですね、分かりました。

それともう1点ですね、町立体育館を計画進行してまうけれども、今用地をいろいろと購入してまうけれども、この体育館に関しては、これは災害時の避難所として想定されておりますけれども、これはやっぱりエアコン設置が計画されていますか、どうですか。答弁をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 都市整備課長。

○都市整備課長 大城勝人君 お答えします。エアコンの設置についての検討のほうもまだ行ってないんですが、そういった必要だというふうに考えております。そこの部分も、検討していきながらですね、こういったものが必要なのかというのは考えていきたいと思っております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 町立体育館においては、やっぱりあれだけの予算をかける状況ありますので、どうしても集客が多くいますので、絶対エアコンは必要条件だと思っておりますので、ぜひ導入をお願いします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午後3時14分）

再開（午後3時14分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会（午後3時14分）